

Title	カルロス三世時代(一七五九-一七八八)のバルセローナ市における啓蒙と祭り： 「聖体祭」のプロセッションを中心に
Sub Title	The Englishtment and religious festivals in the reign of Carlos III (1759-1788) : procession of the corpus Christi in Barcelona
Author	山道, 佳子(Yamamichi, Yoshiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2008
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.76, No.4 (2008. 3) ,p.65(399)- 112(446)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20080300-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

カルロス三世時代（一七五九—一七八八）のバルセローナ 市における啓蒙と祭り

—「聖体祭」のプロセッションを中心に—

山道佳子

序論

本稿は十八世紀から十九世紀にかけてのスペインに見られる国家支配の原理、政治文化、社会構造、市民生活といった側面での変化を、バルセローナ市というスペインでも屈指の産業化を遂げた都市を舞台として、「祭り」という視点から明らかにしていこうという一連の考察のいわば第一章である。なぜ「祭り」という題材を取り上げるのか。これについてはすでに先学によつて議論が尽くされた感があり、また筆者自身も別の機会に述べたことと重なるので詳しくは繰り返さないが、R・シャルチエ⁽¹⁾がE・ル・ロワ・ラデュリの南仏ロマンのカーニヴァル研究⁽²⁾を引きながら言つているように、まず第一に

は祭りという一時的な出来事が「社会を貫通している裂け目や緊張や表象のきわめて重要な検出手段となる」からであり、またそれに加えて、祭りは「民衆的（民俗的）文化と支配的な文化の関係が妥協ないし衝突という形で結ばれる重要な瞬間」だからである。⁽³⁾特にシャルチエはこの後者の、知的（エリート）文化と民衆文化という二つの異なる文化システムを互いの交叉の中に分析できるという点から、十六世紀から十八世紀のアンシャンレジーム期フランスを祝祭を通じて分析することに意味があると論じている。

こういったフランス史からの問題提起に対してもA・ドミングス・オルテイスは、十七世紀までのスペインにおいては他のヨーロッパ諸国のように民間信仰と公式の制

度化された信仰の世界はくつきりと分けられず、シャルチエやマンドルーが言うような支配文化対民衆文化という対立の図式は当てはまらないと述べている。⁽⁴⁾しかし彼も続けて、二つの文化システムの対峙と対抗がくつきりと現れるのがスペインでは十八世紀後半以降であると言つており、十八世紀後半以降のスペインの祭り研究において、シャルチエらの枠組みは有効であると同時に、スペインの事例をヨーロッパ史との比較へと導くものだと考える。カルロス三世の治世には国王権力の強化によるスペインの近代化が目指され、「啓蒙」「近代化」「文明化」という権力側の意志が、明らかなる形で当時の社会や民衆文化と衝突した時代である。⁽⁵⁾重ねてバルセローナにおいてはその治世に、当時屈指の改革派聖職者だったジエゼップ・クリメンが司教を務めた九年間（一七六六—一七五）が含まれ、この間には特に司教と市参事会、教会エリートと民間信仰の世界の対立が表面化しており、

祭りを諸権力の意志や複数の文化システムの交叉する場として捉えるという、考察の趣旨にふさわしいと考える。また、規制される対象となつた文化のあり方を考察することで、例えばフランスにおいて対抗宗教改革以降に姿を変えていった民間信仰の世界が、スペインにおいては

十八世紀においても根強く残存していたことを知るならば、近世史のみならず、十九世紀以降の社会と教会の関係を考えていく上でも、大きな成果となるだろう。

このような問題関心から、本稿で明らかにしたいと考えるのは以下の点である。第一に王権および司教によるバロック的典礼への攻撃において、エリート文化と民衆文化の対峙はどの部分でどのように起こっているのか。

第二に教会権力（司教および聖堂参事会）、市参事会、王権の間のコンフリクトは、祭りにおいてどのように顕在化しているのか。第三に都市住民はどのように祭りに関わり、楽しんでいたのか。当時の全ての祭りを対象にすることはできないので、当時最も多くの議論がなされている「聖体祭」を中心とし、都市構造を可視化するメディアとして権力側にとつて関心が高く、見る側にとつても見世物として楽しみにされた「プロセッション」に焦点をあてて考察していきたいと思う。

中心史料としては、当該時期のバルセローナ市参事会の議事録⁽⁶⁾および陳情書などの文書を使用する。これによつて実際の都市行政の中で問題となり、議論された祭りの現実を、都市生活に密着した形で分析することができ、また市参事会という中間的な立場の目を通して見ること

により、啓蒙主義というエリート文化への一方的な分析にとどまらず、様々な意志や価値観が交叉する状況を考察することができるのではないかと考える。補助史料としては当時の日記⁽⁸⁾や旅行記⁽⁹⁾などを参照する。なお、同市で最初の継続的日刊紙である『ディアリオ・デ・バルセローナ』が創刊されるのは一七九二年十月であり、本稿で扱う時期について、著者の知る限り、史料として有用な定期刊行物は存在しない。⁽¹⁰⁾

近代以降の祭りについて、フランス革命と新しい国民を創造するメディアとしての祭典、あるいは一八七〇年代以降の伝統の創造と呼ばれた過程における新たな祭りの復興と集団的記憶の創造といった立場から、多くの研究がなされていることは言うまでもない。このような観点から、スペインにおいて独自のネーションとしての地域アイデンティティを形成していくカタルニヤの首府であるバルセローナの祭りを分析することに意味があるのは当然であるが、これらは主に本稿が対象とする時期以降に起こる動きであるため、本稿のテーマとはならない。⁽¹¹⁾また、国王の即位や婚礼、葬礼など、王室に関わる儀礼については、別個の問題設定が必要なテーマであるため、本稿では対象としない。⁽¹²⁾

一 研究史

スペインでの研究状況を見ると、近年いくつかのシンポジウムが開催されていることからもわかるように、歴史研究のテーマとしての「娯楽」や「祭り」はようやく歴史の中心的なテーマのひとつとして注目されるようになってきていていると言える。⁽¹³⁾しかしながら歴史研究で「祭り」や「儀礼」がテーマとして取り上げられるのは、圧倒的に中世からハプスブルグ朝時代までが多く（特に十六、十七世紀についてはバロック演劇との関連などから文学研究者による研究も多い）、また、先に述べたようなアイデンティティの形成という問題意識による十九世紀後半以降の近代的な祭りの形成に関する研究や、主に文化人類学者によつてなされるフランコ体制以後の祭りの調査研究があるが、その二つの狭間となる時代（十八世紀から十九世紀前半）を対象とした研究は少ない。その中で、十八世紀後半から十九世紀前半を中心テーマに据えたカデイス大学でのシンポジウム、十八世紀を対象とした仏トゥールーズ大学とマラガ大学のM・トリオネラの共同研究は、貴重である。後者は特に文学や音楽史・美術史の研究者が多数参加しており、祭りの図像学

やシンボル分析、宫廷儀礼の際の舞台芸術などに多くのページが割かれ、学際的な色彩が強く出ている点で、祭りの総合的な研究のあり方に対し示唆するところが大きいが、反面、祭りと社会の分析といった歴史学の基本的な興味に対しでは、さまざまの地域の個別の祭りを対象とした短い論文が並ぶばかりで、十七世紀のバロック社会（及びバロック的祭り）から十八世紀の啓蒙主義へという概説的理解を確認する以上の内容は見られない。

このように比較的限られた十八世紀を対象とする祭りに関する先行研究のなかで、本稿で取りあげるテーマに関係するものとしては、カルロス三世没二百年にあたつて組織されたバルセローナ自治大学の研究グループ（エキード・マドリード）による共同研究の中の、M・J・デル・リオによるカルロス三世期のマドリードにおける祭りに対する規制を扱った研究⁽¹⁷⁾、グラナダを対象としたM・L・ロペス・ムニヨスの研究⁽¹⁸⁾、十八世紀ムルシアの二人のカプチン会士の列福を祝う祭りを対象として、新しいタイプの見世物の出現を指摘したA・ペニヤファイエル・ラモンの研究⁽¹⁹⁾、スペイン各地の「聖体祭」におけるバロック的な祭りから啓蒙期の祭りへの変化を扱ったF・マルティネス・ヒルとA・ロドリゲス・ゴンサレス

による研究⁽²⁰⁾、中世から十八世紀までのバルセローナの「聖体祭」の変遷を追い、その中に「公的な」要素と「民衆的」要素の複合を読み解こうとするM・A・ペレス・サンペールの研究⁽²¹⁾などがあげられる。最後の二つは具体的に本稿に関わる「聖体祭」について言及されている論文であり、示唆を受ける点がたいへん多かったが、いずれもバロック的要素と啓蒙主義の二項対立により全てを説明しようとする傾向が気になつた。またペレス・サンペール論文はバルセローナ市のみを対象としているにも関わらず、祭りの要素以外への視点が見られず、事実の誤認と思われる点も多かつた。

さて、祭りを対象とした研究は本質的にローカルな性格が強く、その中でも個々の祭りを取り上げるという形で細分化する傾向がある。地方別に見ると、研究の蓄積が多いのは圧倒的にセビーリャやグラナダ、カディスなどを中心としたアンダルシア地方、そしてトレド司教区を中心とした中央部、サンティアゴ・デ・コンポステラを中心とした北部ガリシア地方であり、筆者が研究対象としているカタルーニャに関しては、各地の祭りや風俗を記録したような民俗学的出版物は存在するものの、歴史学からの研究はほとんど存在しない。また、民俗学・文

化人類学の分野でも、カタルーニャではジュアン・アマダス（一八九〇—一九五九）の存在があまりにも大きく、現在でも彼の著作のファクシミリ版による復刊が進んでいる。⁽²²⁾ こういった民俗学の資料はたいへん有用であるが、二十世紀初めに記録された仕事であるため、聞き取り等の調査によつて遡れるのを約半世紀だと仮定すると、それ以前の近い歴史である十八世紀から十九世紀初頭の祭りや習俗については記録の対象から外れている場合が多く、注意が必要だと言えよう。

その他、直接祭りをテーマとした研究以外で、教会と社会の関係、国家の宗教政策といったテーマの研究の中に、祭りについて有用な言及や指摘のあるものは少なくない。ここでは本稿の内容に直接関係するものを挙げるにとどめるが、もはや古典とも言えるW・J・キャラハーンの研究⁽²³⁾、W・A・クリスチヤンによるスペインの民間信仰に関する研究⁽²⁴⁾、啓蒙主義時代の教会と社会の関係を対象としたA・モルガド・ガルシアらの研究⁽²⁵⁾、民間信仰とその実践単位であつた信心会に対する批判と規制をテーマとしたI・アリアス・デ・サアベドラらの研究⁽²⁶⁾などがある。先に述べたバルセローナ司教ジユゼップ・クリメンの思想と業績についてはF・トート・イ・ミッチャ

ンスによる詳細な研究があり、本稿と分析の立場は異なるがたいへん参考になつた。⁽²⁷⁾ 今回は司教区文書館やカテドラル文書館の史料を参照することができず、それらの内容については同研究に拠つている。

第一章 十八世紀スペインの都市における祭りとカルロス三世の王権による規制

一) 十八世紀スペインの都市における祭り

ここではまずカルロス三世期のバルセローナにおける祭りについて考察する前提として、十八世紀後半スペインの都市において祭りが持つていた重みと、王権によって全国を対象になされた規制について、概観しておこう。前者については、「あらゆることが祭りの口実であつた」という黄金世紀のスペインについてのドゥフルノーの言葉が、十八世紀の都市においても有効であり続けたことを指摘しておきたい。W・J・キャラハーンによれば、エンセナーダ国富調査（一七五〇年）で計算の基準とされている非農業従事者の一年の労働日数は一八〇日であり、当時、マドリードの属するトレド司教区の宗教祭日が年に九三日あつたと言う。一般に祭りとは日常の時間

を破るものとして認識されるが、宗教祭日には数えられない個々の教区や信心会の守護聖人の祭りや定期市、雨乞いや王族の病気といった突発的な理由による祈祷や祈願行列なども加えると、スペインの大規模な都市においては、かなり日常的な存在として、祭りやそれに類する行事が行われていたと考えるのが妥当であろう。

例えばバルセローナ市の場合、年の初めの一ヶ月だけを見ても、全ての教区とカテドラルで莊厳な祭りが行われる一月一日に、サンタ・マリア・ダル・マル教区では特に盛大に新年が祝われ⁽³¹⁾、一月七日前後の日曜には「十字軍教書」⁽³²⁾発行の騎馬パレードが市内を回り、一月十七日のサン・アントニの日にはカテドラル近くのサン・ジエゴスト教区で飾り立てた馬とロバの行列があつて、食べ物の露店やロマンセ売りなどで賑わい、一月二〇日には殉教者聖ファビアンのプロセッションがあり⁽³³⁾、二月二日には「聖母淨めの祝日」の蠟燭配布、二月十二日の聖女アウラリア（市の守護聖女）の日はカテドラルから司教や市参事会員も参加する大規模なプロセッションがあつた⁽³⁴⁾。前後には当然カーニバルがあり、舞踏会や宴会に向かう仮装した男女や馬車が街路を埋める。⁽³⁵⁾小麦や大麦の発芽のために雨が必要なこの季節に干ばつが続くことも

多かつた同市では、雨乞いの祈願行列が組織され、数週間以上にわたって毎日、市内のどこかの教会からプロセッションが出ることも珍しくなかつた。自らの教区で行われる参加する祭り、見世物として楽しむ祭り、あるいは職人や商人にとつては商売の機会としての祭りなど、大都市の住人には、様々な形での祭りへの関わり方があつたことが想像できる。

そして、こういった祭りは全てが（少なくとも表向きには）カトリックの暦や教義によるものであるか、カトリックの典礼を含むものだつたことを忘れてはならない。当時のスペイン人はみなカトリック信者だつたが、信仰の実践とは、内面的な祈りよりも、こういった祭りや儀礼への参加を意味していた。そのようなバロック的信仰のあり方は、熱心な信者であると同時に、改革派聖職者の思想に大きな影響を受けていた国王にとつて、許容できるものではなかつた。よつてカルロス三世による祭りへの規制は、秩序の乱れを生むようななどんちゃん騒ぎの規制を目的とするだけでなく、何よりもバロック的典礼への攻撃と、近代的な内面的信仰の普及をめざすものとなつた。

(二) カルロス三世の啓蒙主義改革と祭りへの規制

先にあげたM・J・デル・リオの研究を参考にしながら、カルロス三世による祭りへの規制を分類すると、
一) 秩序の乱れや暴動を引き起こすような騒ぎの規制、
二) 民間信仰に見られる「迷信」や「逸脱」の禁止、
三) 啓蒙主義者の趣味に合わない行事や習慣の禁止、
四) バロック的典礼の組織母体であった「信心会」への規制の試み、といった内容に分けられる。一八〇五年に編纂された『最新法令集』のファクシミリ版⁽³⁷⁾によつて実際の法令を参照しつつ、これらを概観していこう。なお、デル・リオも指摘するように、類似の法令が最初に出された年月を特定するのは困難であり、本稿にあげる年代も『最新法令集』に収録されている法令が出された年を表すにすぎないことを断つておきたい。

一) に関して、カーニバルの仮装や仮面に対する規制は、カルロス三世期に特徴的なものではなく、一七一六年のフェリペ五世以来、毎年禁令が出されている。⁽³⁸⁾ 国王はお膝元の首都に限定した命令を多く出しているが、マドリードにおけるシャリバリの禁止（一七六五⁽³⁹⁾）、長いマント・つば広の帽子・目出し頭巾・コートの立て襟の

禁止（一七六六、ただし以前の法令の更新⁽⁴⁰⁾）には、首都での秩序不安を嫌つた国王の意図が顕著に現れている。この服装取締令は逆にその厳格な実施が、同年三月二三日（枝の主日）に始まる「反エスキラーチエ暴動」のきっかけになつたことでも知られるが、この暴動の後、首都で民衆が集まつて大騒ぎすることに対して、王はことさら神経質になつたようである。⁽⁴¹⁾

二) に関しては、演劇的な信仰実践のあり方の象徴ともいえる「聖体神秘劇」および聖人を題材とした劇の禁止（一七六五⁽⁴²⁾）、苦行者のプロセッションへの参加と、教会や墓地での踊りの禁止（一七七七⁽⁴³⁾）、首都において巨人人形やタラスクがプロセッションその他の宗教行事に出ることの禁止（一七七二）と、全国を対象とした同様の禁令（一八八〇⁽⁴⁴⁾）があげられる。本来の宗教行事に必要とされる「莊重^{so gravedad}」や「慎み decoro」にふさわしくないという理由である。タラスクとは南仏プロヴァンスに起源を持つドラゴンのような想像上の怪物（亀と蛇を合体させたと言われる）で、「聖体祭」の行列に登場することが多かつた（図版1参照）。伝説では聖女マルタが退治したドラゴンを表すと言われ、そのために小さな女の子の人形が乗つていることが多い。⁽⁴⁵⁾ こうい



49. *Tarsaca per a la celebració del Corpus* (Madrid, 1663)

図版 1: 17世紀マドリードにおける「聖体祭」のタラスク（1663年の図版）

出典：Quirante, Luis et. al., *Pràctiques escéniques de l'edat mitjana als segles d'or*, Valencia, 1999, p. 241.

つた怪物の山車と巨人人形については、後の項で詳しく扱う。

三) に関しては、「五月の花嫁（マヤ）」⁽⁴⁶⁾の格好およびそれにまつわる習俗の禁止（一七六九、七〇）、聖ヨゼフの前夜と聖土曜日にわら人形を燃やすこととの禁止（一七七二）⁽⁴⁷⁾、聖ヨハネや聖ペテロの夜にタンバリンやガラガラやバグパイプなどの「粗野 *rústico*」⁽⁴⁸⁾で「おかしなridículo」⁽⁴⁹⁾ 楽器をならすことの禁止（一七八五、以降毎年）、牛を殺す闘牛の禁止（一七八五）などがあげられる。

四) について、グレゴリオ・マヤンス、パブロ・デ・オラビデ、ガスパール・メルチヨール・デ・ホベリヤーノス、アランダ伯らの啓蒙主義政治家たちは、不純な信仰を広める元であり、時間と財産の浪費であるとして、信心会への規制を試みた。⁽⁵⁰⁾多くの報告や答申が出された後、一七八六年には本来の典礼を執り行うために必要な会と、貧者や病人などの救済を目的とした会を除き、これらを廃止して、廃止された会の財産は慈善委員会に寄付されることとなる。⁽⁵¹⁾この改革はフランスで行われた信心会への規制策と類似していたが、スペインの場合、実際の適用には地域差があり、また実効性を持つには至ら

なかつたとされる。

このように、カルロス三世期の王権は、王国内の秩序維持を目的とした祭りや騒ぎへの規制にとどまらず、それまでは王権の所掌事項と考えられていなかつた教会典礼の内容にまで介入し、法令や通達によつて、民衆の信仰の実践や慣習を変更させようとしたのである。王権が嫌つたこれらの実践や慣習は、国王やその周辺の啓蒙主義の思想家・政治家たちにとつては、まさに「迷信」「逸脱」であり、「粗野」で「おかしな」文化であると映つた。このような価値観は社会のどの層まで共有されたものなのか、また、こういった王権による規制は実際にどのように実施されていったのか、次章以降、バルセローナ市を対象として考察していきたい。

第一章 バルセローナ市における啓蒙と祭りを巡る対立

ここでは主にジュゼッペ・クリメンがバルセローナ司教を務めた九年間（一七六六—七五）を中心に、バルセローナ市において啓蒙と祭りを巡る対立がどのように顕在化したのかを、市参事会の議事録を通して概観する。先にも述べたように全ての祭りについて網羅的に述べる

ことはできないので、プロセッショントンを中心として対立点を整理したい。⁽⁵³⁾

前提として、当時の地方権力としての市参事会の性格を理解しておく必要があるだろう。中央権力とも対立しうるような自治機関としてのバルセローナ市参事会（「百人議会」）は、スペイン継承戦争（一七〇一—一四）での敗北後にフェリペ五世によつて廃止され、それまでの参事会員はみな身分を失つて、亡命するか、処刑された。以後、親ブルボン派の地元貴族の中から王権によって指名される二四人の終身議員からなる市参事会へと性格を変えていたが、一七六六年の「反エスキラーチエ暴動」後の全国レベルでの地方行政改革により、住民の間接普通選挙によつて選ばれる（貴族ではない層からの選出が可能な）「住民代表（プロクラドール・シンディコ・ペルソネーロ）」一名と「住民代表議員（ディピタード・デル・コムン）」四名（人口二千人を超える都市の場合）が加わり、権力構造に若干変化が起こつていたことを指摘しておきたい。⁽⁵⁴⁾

一) プロセッショントでの位置を巡る、司教と市参
事会の対立

当時屈指の改革派聖職者として知られていたジュゼッ
プ・クリメンがバルセローナ司教に着任すると、非常に
厳格に自身の考える原則を通そうとする司教と、これま
での慣例や特権を当然の権利として守ろうとする市参事
会の間で、あらゆる機会に対立が生じる。まず、クリメ
ンが司教として着任した直後の一七六七年一月十二日、
バルセローナ市の守護聖人でカテドラルに祀られる聖女
アウラリアの日のプロセッションで、松明を持った司教
の従者四人が、司教のひざかけ布などを持つた聖職者と
ともに聖女像を乗せた天蓋（六人の市参事会員が運ぶ）
のすぐ後に続き、残りの参事会員がその後につかなければ
ばならなかつたという由々しき出来事について、市参事
会で報告されている。⁽⁵⁵⁾ これ以後プロセッションでの位置
のみならず、聖週間の「枝の主日」のシュロの配布、
「聖木曜日」の聖体拝領、「聖金曜日」の十字架の礼拝な
どの順番について、同様の問題が発生する。腹に据えか
ねた市参事会は、法律家たちに教会法や王勅の先例を調
べさせ、同年六月三日、「聖体祭」の総行列など特別な

プロセッションにおいて、司教がその付属物を持つて従
う従者を伴つて天蓋のすぐ後に続くことが出来るが、そ
れ以外の場合、市参事会は司教に従う聖職者・従者・下
男よりも前におかれるべきであるという専門家たちによ
る結論を得ている。⁽⁵⁶⁾ （プロセッション全体の並び順につ
いては、図版2を参照。）

その他に、同じ年の「聖体祭」のプロセッションでは、
二五人からなる護衛の正規軍の小隊が、司教たちの一団
のすぐ後に続こうとしたため、軍の後につくのを容認
できなかつた市参事会は、聖体の天蓋を運んでいた六人
も含めて、全員が引き上げたという報告が翌日になされ
ている。⁽⁵⁷⁾ これは軍の誤った命令によるものだつたという
文書が届いているが、⁽⁵⁸⁾ プロセッションにおける位置が、
私たちの想像を絶するほど、当事者にとつて大きな問題
であったことが理解できる。当初市参事会は、新司教の
下で生じたこの問題を慣例に従つて聖堂参事会との間で
調整しようとするが、うまくいかず、翌年二月一日には、
「聖母浄めの祝日」（二月二日）のカテドラルでの蠟燭配
布について、市参事会よりも先に司教の下男が受けるこ
とになるため出席しないという決定をしている。⁽⁶⁰⁾

これについて、司教は一七六八年三月二六日、市参事

会は一七六九年八月十一日に王権にあてて申し立てを行
い、一七七〇年三月三一日付けでカステイリヤ諮問会
議（内閣に相当する機関）からの回答を受け取っている
が、それによれば、典礼での順番において市参事会は司
教付き下男よりも先におかれるべきであるという裁定が
なされた。⁽⁶¹⁾しかしながらその年の「聖体祭」のプロセッ
ション（六月十四日）においても、司教は王権の裁定を
無視し、司教の椅子を運ぶという口実で、下男を市参事
会よりも先に行かせたと報告されている。結局クリメン
が司教を辞任するまで、この問題が解決することはなか
つた。

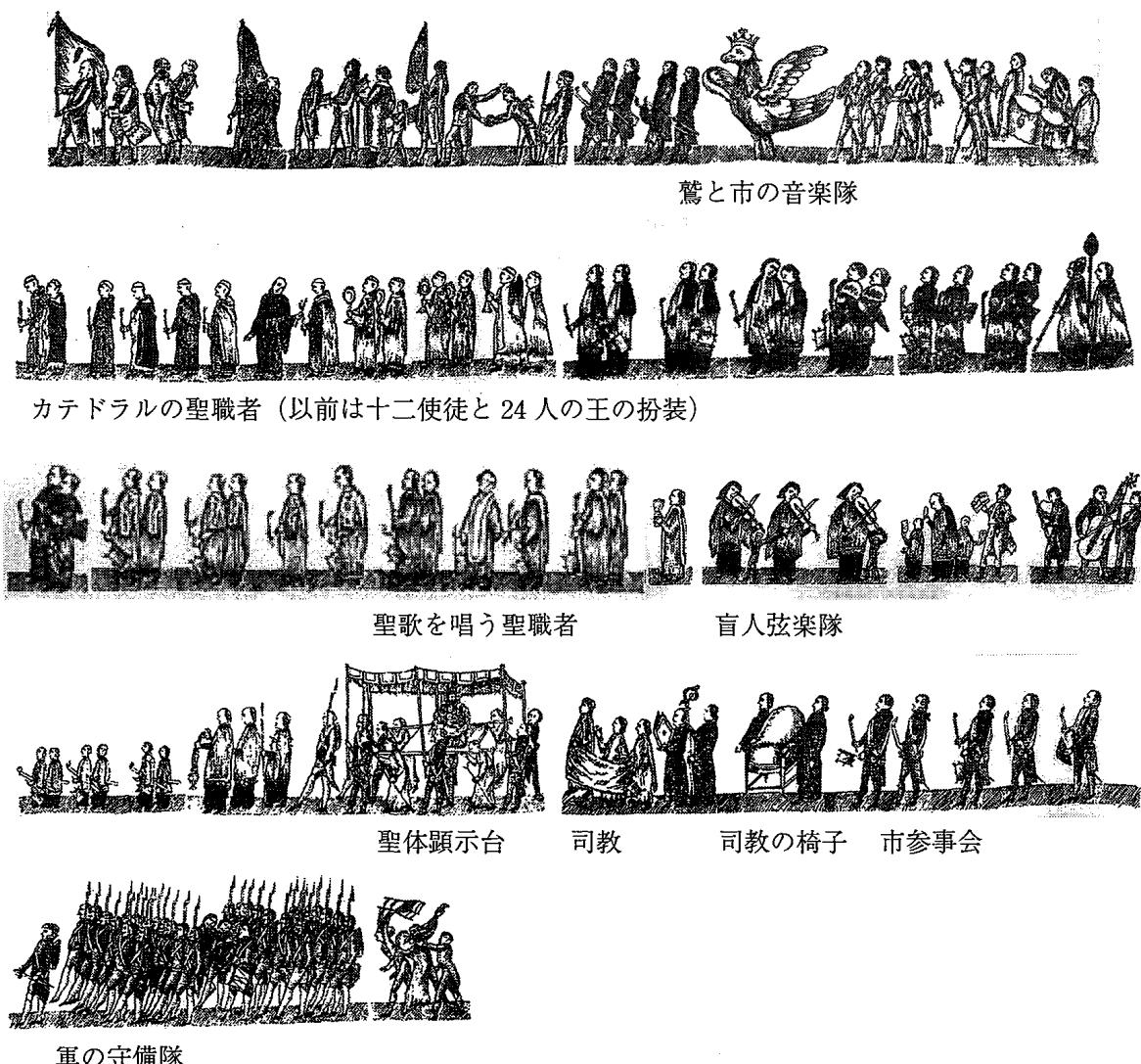
（二）司教による「聖体祭」のプロセッショへの攻撃

当時のバルセローナ市において最も盛大に祝われた祭
りは、春の「聖週間」と夏の「聖体祭」だつた。どちら
も八日間続く祭りの間、大掛かりで演劇的ないくつもの
プロセッションが出て、参加者だけでなく、多くの見物
人を楽しませた。こういった見世物と化したバロック的
典礼や、本来の目的から逸脱した夜間の行列などを許せ
なかつた司教は、聖週間のプロセッションについては、
司教布告によつて時間を厳格に守らせようとした後、一

七七〇年以降は全面的に禁止している。司教の攻撃の矛
先は多くの祭りや宗教実践に対しても向けるが、最も
大きな物議を醸し出し、司教と市参事会との間で王権ま
でをも巻き込む対立を引き起こした祭りとして、以下に
「聖体祭」を取り上げ、分析していきたい。

◆バルセローナ市における「聖体祭」の歴史と性格

聖体祭（コルプス・クリスティ）とは、リュティッヒ
（ベルギー）の聖女ユリアナへの啓示により、キリスト
の聖体そのものへの感謝を表現するために始まつた祭り
で、復活祭から六一日後の木曜日（およそ六月の中旬か
ら下旬）に行われる。聖週間が悲しみに満ちた莊厳な祭
りであるのに対し、歓喜に溢れ、その表現として踊り
や楽器、花、動物や巨人の人形などが賑やかに登場する
のが特徴である。一二六四年に教皇ウルバン四世により
制定され、カトリック教会全体に広がつたのが一三一六年とされるが、バルセローナでは一三三〇年に聖体祭を
祝つた「百人議会」の記録があり、ヨーロッパの中でも
最も古くからこの祭りを行つていた都市のひとつだとさ
れる。⁽⁶⁴⁾なお、スペイン文化に関する複数の邦語文献が
「聖体祭」の起源はバルセローナにあると説明している



図版2：聖体祭のプロセッションの図（19世紀初め、バルセロナ市）

Joan Amades, *Costumari Català, el curs de l'any*, Barcelona, 1982, vol. III, p. 16'の図版より、筆者が加工（横長の史料だったため、プロセッションの並び順が分かるように切り取って並べ、解説を加えた）。

カルロス三世時代（一七五九—一七八八）のバルセローナ市における啓蒙と祭り

（→行列の先頭）



牛とラバ

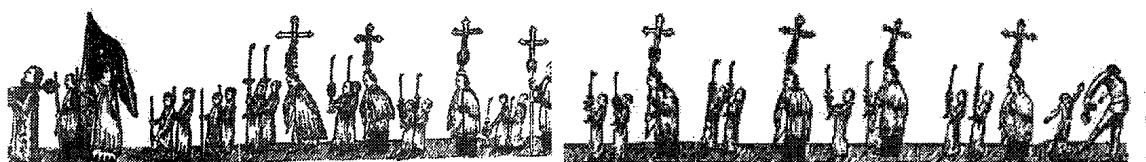
扇子売り

バレンシアーノスの踊り

市の巨人



ビ教区の巨人、サンタ・マリア・ダル・マルとサン・ジャウマ教区の巨人 太鼓隊

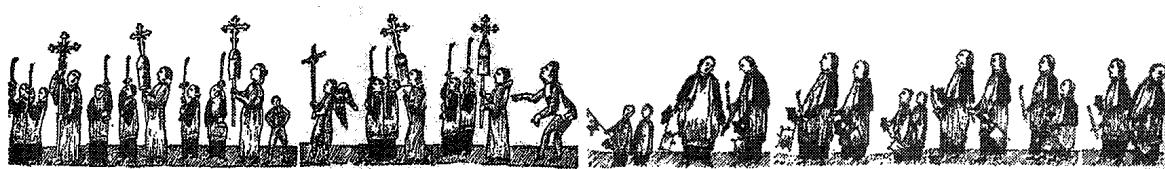


聖女アウラリアの旗

市内各教区の十字架



市内の修道会が続く



市内各教区の旗



蝋燭

ギルド代表 (各ギルドの旗)



ライオンと革なめし職人

が、これは明らかな誤りである。祭りの行事としては、花びらで飾られたサン・ジャウマ広場（市庁舎前の広場）に名士たちが集まりミサに参列する前日祭、聖体祭当日のカテドラルでのミサとプロセッション、八日間の祭りの間に各教区から出るプロセッションと続くが、何と言つても聖体祭当日の、カテドラルの聖体を掲げて市内を練り歩くプロセッションが行事の中心である。

中世バルセローナの聖体祭については、アラゴン王アルフォンソ五世を迎えた一四二四年の祭りの詳細な記録が『バルセローナ儀典書』⁽⁶⁵⁾に残されている。それによれば、聖体祭当日のプロセッションの想像する限りの豪華さと演劇性は驚くばかりで、吟遊詩人の先触れの後に、聖女アウラリアとカテドラルの旗、各教区の旗、ギルドの旗、カテドラルと各教区の十字架、聖職者たち、聖書の場面などをかたどった様々な山車（あるいは人形や仮装による場面の再現）、「十二使徒」、「鷺」、聖体、司教とその従者、白い蠟燭、「天使と悪魔の戦い」、「二人の野蛮人」という順で進む。行列の中央部を占める山車（あるいは人形や仮装）は、「天地創造」「地獄での天使とルシファールの戦い」に始まり、「アダムとイブ」や「ノアの方舟」など市参事会によるものが十七、カテド

ラルによるものが二二、その他サンタ・アナ、マルセー、サンタ・アウラリア・ダ・カンプ、サンタ・マリア・ダル・マルの各修道院や教会によるものが、それぞれに十七、八程度ずつ列挙されている。⁽⁶⁶⁾ 地中海交易で栄えた都市の経済力の名残、ペストなどの危機によつてエスカレートしたとも想像できる悪魔や怪物などのグロテスクな要素、派手な行列を行うことによつて権力を誇示しようとする都市寡頭支配層の思惑など、様々な背景が浮かび上がつてくる。

そして十六世紀以降、これらの山車に含まれていた登場人物や動物などが独立して、単独で物語抜きにプロセッションに並ぶようになると、ダビデとゴリアテとして登場していた巨人は、いつしかシャルルマーニュに変わり、それぞれの巨人が女性の姿の巨人人形を伴つてカツプルで踊るようになる。一五七五年には市内の全てのギルドに、聖体祭当日のプロセッションへの参加が義務づけられるようになり、ギルド同士の争いが衝突に発展する事件も起ころう。⁽⁶⁷⁾ 世俗的な市の構成要素の表象としての性格も色濃く出てくる。十七世紀になると行列の通る沿道の飾り付け競争にも熱が入るようになり、見世物としての側面がより強調されていく。こうして主役であ

るはずの「聖体」はほとんど脇役となり、われわれが本稿で問題とするバルセローナの「きわめてバロック的な」聖体祭のプロセッションが成立してくるのである。

◆十八世紀後半における「聖体祭」のプロセッションとその要素

それでは司教クリメンが許容することのできなかつた一七六〇年代から七〇年代頃のバルセローナの聖体祭のプロセッションとは、どのようなものだつたのだろうか。まず司教の攻撃を受けて、一七七〇年十月に市参事会が地方法院に提出している陳述書(69)を中心にして、当時のプロセッションに参加していた要素を確認してみたいと思う。ここで話題となつてゐるのは（文書で取り上げられていく順に）「鷲」「巨人」「ラバ」「牛」「ドラゴン」「雌ドラゴン」「ライオン」「王」「使徒」「天使」であるが、その他に動物では馬人形があつたことがわかつてゐる。馬を除いた動物と巨人は、張子でできた大きな人形の裾の木枠を人が肩に担いで進む仕組みになつており、馬は、人形の胴体に人が身体を通して、肩からぶら下げながら歩くようになつてゐる。巨人人形は現在のもので三メートルから四メートルを超える高さがあり、人が担いだとき

にはさらに五〇センチ程度高くなる。スカート部分の中央に窓があり、担ぎ手はそこから外を見るようになつてゐる。そして、動物・怪物人形も、巨人人形も、担ぎ手はただ歩くのではなく、同伴の楽団の音楽に合わせて踊りを踊りながら進む。また王と使徒と天使は、カテドラル付きの聖職者がその扮装をして参加したようだ。（動物・怪物人形について、写真1を参照）

《動物・怪物人形》

まず市参事会が最も伝統的な要素としてあげているのが「鷲人形」である。鷲はもともと聖体を近くで守つていたが、次第に権力と正義の象徴として市当局のシンボルとなり、一七七〇年の時点では聖体からは離れて十字架の後を行くようになつてゐる。⁽⁷¹⁾この鷲が、聖体がカテドラルから出て行く間にカテドラルの中でも、また行列の途中でも多くの踊りを踊るのだが、鷲の踊りはたいへん難しかつたので、伝統的に厳しいオーディションを経て選ばれたらしい。この鷲は冠を被つてゐるが、同様に王冠を被つてゐるのが「ライオン」で、王権のシンボルでもあるためだとされる。ライオン人形の胴体に昔は本物の革を貼つていたため、維持と運営が「革なめし職人ギ

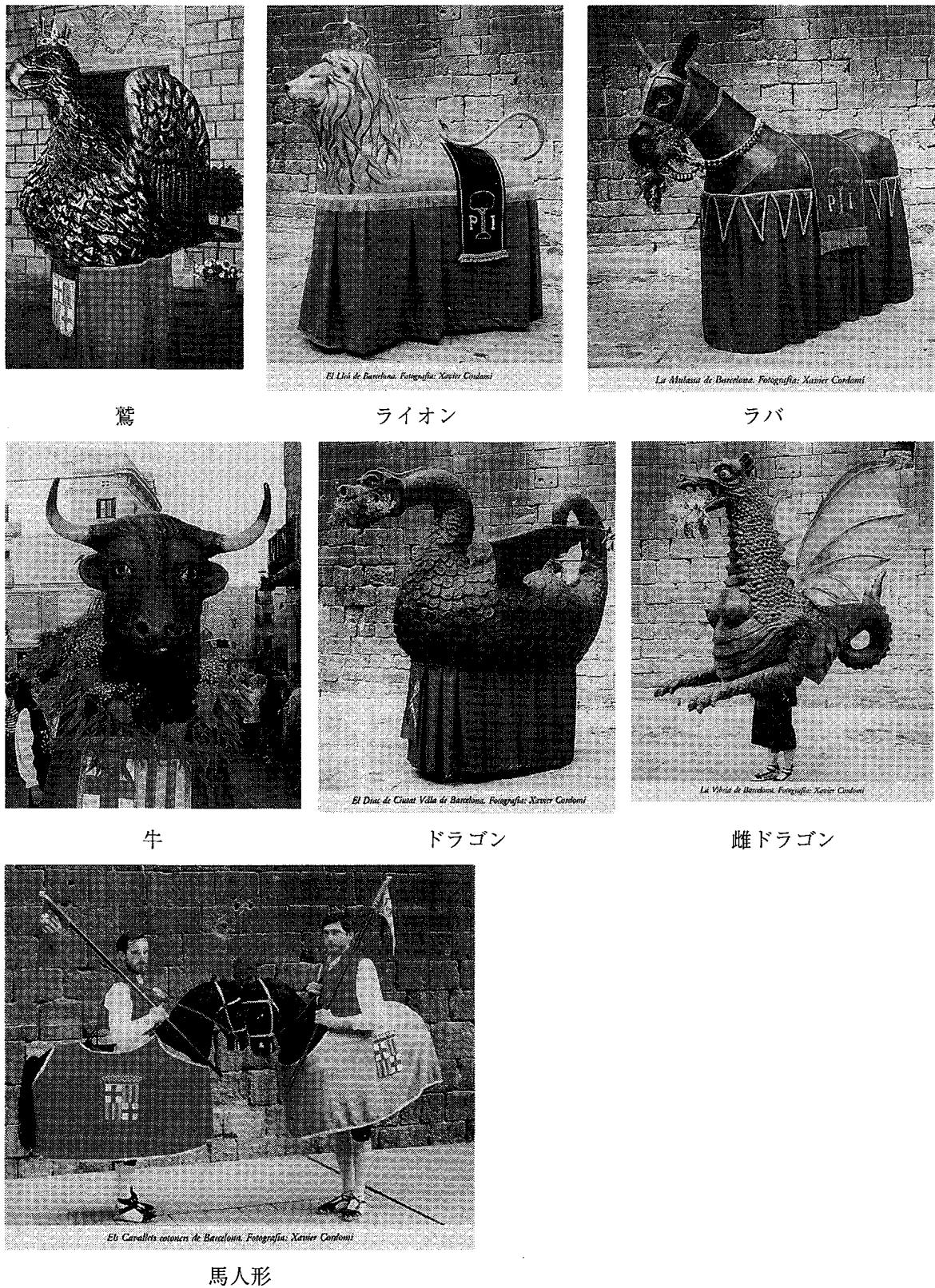


写真1：バルセローナの「聖体祭」の動物・怪物人形（ただし写真は現在のもの）

出典：Codorníu, Xavier, *Altissims Senyors, nobles besties*, Barcelona, 2001, pp.98, 103, 95, 106, 91, 110, 119. (頁数は上記写真の左から右、上から下の順に対応)

ルド」の担当となり、ギルドの代表者が並ぶ中の、革なめし職人ギルドの旗のすぐ後を行くようになつたとのことだ。⁽⁷³⁾ ギルドの人形となつた頃から滑稽な役どころとなり、おかしな呻き声を出したり、口を開けて子供たちが入れる菓子を集めたりしたようだ。⁽⁷⁴⁾ これらの人形の表象はたいへん重層的で、例えば「鷺」は福音の聖ヨハネを、「ライオン」は聖マルコをも表すが、そもそもおかしな呻き声を出したり踊りをするということから考えて、民衆がこれらの動物に崇拜対象としての使徒の姿を見出していたとは考え難い。

プロセッショーンの先頭に立つて、道をあけさせる役目をしていたのが、「牛」と「ラバ」の人形である。共に起源はキリスト生誕の山車から独立したものと考えられるが、いつから独立した存在になったのかはわからない。ともに乱暴な動物として、牛は角で、ラバは口にくわえた花火や爆竹で道を開けさせる役目を担つたようだ。市参事会の陳述書には牛は聖ルカをも表し、ラバはパドウアの聖アントニオの逸話でラバが聖体に跪いたという逸話に基づくと述べられているが、こういった表象が當時意識されていたとは思えない。ラバは毛織物起毛職人の担当だったとのことである。⁽⁷⁵⁾

同様にプロセッショーンの先頭に立つていたのが「ドラゴン」と「雌ドラゴン」である。ドラゴンはもともと、大天使ミカエルが魔王ルシファードと戦う場面で、悪魔側に加わっていたが、獰猛な概観や仕草、口にくわえる爆竹と花火などが人気を得て早い時期に独立した。「雌ドラゴン」はカタルーニヤの騎士たちの守護聖人である聖ジョルディが退治したドラゴンを表すと言われる。南仏タラスコンに生まれて、マドリードを始めとしてスペイン各地に広まつた「タラスク」が、バルセローナには存在しないことと、それぞれ別個の由来を持つ牡と雌のドラゴンが、十七世紀にはペアになつて出るようになつた点が面白い。一六六九年に「百人議会」が牡雌一対のドラゴンを作らせ、悪魔とともに行列の先頭に置いたという記録があるが、一七七〇年現在、市参事会の財源不足から人形を新調できなくなつており、プロセッショーンには出ていないとある。⁽⁷⁶⁾ しかし今回、市参事会の会計報告より、一七六五年までは参加していたことが確認でき、悪魔とともに、爆竹をくわえて参加していたことも確かめられた。⁽⁷⁸⁾

綿紡績ギルドの担当だった。プロセツションの中のキリスト教徒とイスラム教徒の戦いで、徒步のモーグ人に対して戦うキリスト教徒の騎士を表した。⁽⁷⁹⁾アルコイやアリカンテなど、レバンテ地方からスペイン南部にかけては、「モーグス・イ・クリスティアーノス」（モーグ人とキリスト教徒）としてこの戦いが独立した祭りになつていて、都市も多くあるが、バルセローナではイスラム教徒の存在は徐々に消え、聖体祭のプロセツションの中の、馬人形の滑稽な踊りへと重心が移つていつた。

《巨人人形と仮装》

これらの動物（あるいは怪物）人形に加えて、祭りを見る民衆に何よりも愛されていたのは巨人人形だった。これはダビデとゴリアテの戦いなど、古いプロセツションの中で大きな人物が登場する必要性から生まれ、もともとは長いスカートをはいた人が竹馬に乗るという形だったが、十六世紀頃から現在のような肩に人形を担ぐ方式になつたとされる。⁽⁸⁰⁾同じ頃（最古の記録は一五六八年の市参事会員の記録⁽⁸¹⁾）女性の巨人人形が生まれ、カタルニヤの歴史上の王など、実在の人物を表すようになり、女性の人形の衣装や髪型はその年の流行を反映（あるいは

は先取り）するようになつた。

一七七〇年当時、市の巨人の他に、ピ教区、サン・クガット・ダル・レック教区、サンタ・マリア・ダル・マル教区などが巨人人形を所有しており、市の巨人以外の巨人は、聖体祭の間に自らの教区のプロセツションに担ぎ出されただけでなく、お互いの教区の行列に参加しあつたようである。聖体祭当日の総行列に関して、市の巨人の他にピ教区の巨人も参加したようだが、その他の巨人についてはわからない。また、スペインにおいて巨人人形は、どんな小さな町や村でも祭りのための巨人を持つてゐるというくらい一般的だが、トレドの十三体の巨人、セビーリヤの四体の巨人と一頭のラバが、バルセローナ市で作られたと、先の陳述書にも書かれており、同市の巨人人形製作に関わる職人たちの技術はかなり秀でていたことが推測できる。

その他、王や使徒や天使は、カテドラルの聖職者が扮していた。「王」とはヨハネの黙示録で天国に王座と王冠が用意された二十四人の老人、使徒は十二使徒であり、これらの三六人の聖職者は教区やギルドの後に続いたと思われる。彼らの扮装や天使の羽には多くの費用が掛かつたため、一六九九年には、王と使徒たちの衣装は市参

事会が負担するように取り決めがされている。⁽⁸⁴⁾

『踊り』

こういった人形以外のプロセッショントロニエには、騒がしい様々な楽器の音と、踊りがあった。その中のひとつ「こん棒の踊り」は、十人程度の踊り手が二手に分かれ、手に四〇から五〇センチ位の長さの櫻のこん棒を持つて、互いに打ち合つたり、地面を打つたりしながら踊るものである。豊穣儀礼のひとつとして古くから行われていたという民俗学者もいるが、中世に騎士たちの軍事訓練として、武器のこん棒を持つて行われていたものだという説の方が説得力があるようだ。これが見せ物として儀礼の中で行われるようになつた最も古い例として、一五〇年のバルセローナ伯ラモン・バランゲー四世の婚礼の際の記録があるらしい。⁽⁸⁵⁾一方ペレス・サンペールはこれを、一六二〇年にカタルーニヤ南部のトゥルトザから八人の踊り手がやってきて民衆に大変な人気を得た後、定着したものだと言つており、この点は事実誤認のようだが、十七世紀のバルセローナでは行われなくなつていた踊りが、逆に新しい見せ物として外から移入され、復活したとも考えられる。いずれにせよ、それぞれの踊

りの象徴的な意味はすでに失われていると言えるが、プロセッショントロニエの中にはいくつかのこういった民俗舞踊が含まれた。

バルセローナの場合に、「こん棒の踊り」の他にどのような踊りがなされていたのかを特定することはできなかつたが、十八世紀末のセビーリヤでの聖体祭について回想したブランコ・ホワイトの記述の中には、「バレンシアーノス（バレンシア人）の踊り」⁽⁸⁶⁾「剣の踊り」「シャコンヌ」とある。⁽⁸⁷⁾「バレンシアーノスの踊り」について十九世紀バルセローナのプロセッショントロニエを描いた図版にもしばしば見受けられること、「シャコンヌ」については一七五五年にバルセローナを訪れたヒエロニムス会士のノルベルト・カイモによる旅行記の中に言及があることから、バルセローナにおいてこれら踊りが出ていたと推測できる。カイモによれば、「驚が通ると見物人は大騒ぎをし」「巨人形が民衆の歓声の中で踊り」、「樂団の奏でる音楽はシャコンヌやサラバンドだった」という。シャコンヌやサラバンドとは、新大陸起源とも言われ、黄金世紀のスペインおよび同時期のフランスやイタリアで大流行した舞曲で、カスタネットやタンバリンに合わせて身体をくねらせる踊りが官能的であるという理

由で、十六世紀には禁止もされている。⁽⁹¹⁾ こういった踊りや音楽は、聖体祭本来の趣旨とは全く関係ないものであり、プロセッショントのすべてとは言えないとしても、そのかなりの部分が、宗教行事としてよりも、年に一度の特別な娯楽として楽しめていたと考えるのが妥当であろう。

さて、ここに紹介した様々な要素の後ろに、市参事会員の担ぐ聖体、司教と司教の杖やいすを持った従者、残りの市参事会員が続き、最後に正規軍の守備隊がついた（図版2参照）。先にも述べたように、巨人やタラスクなどの動物の人形が聖体祭のプロセッショント（あるいは他の守護聖人などの祭りのプロセッショント）に出るのは、決してバルセローナのみに特徴的したことではない。一六九年のトレドの例を見ると、行列の先導はタラスクが務め、軍の守備隊と信心会の旗の後には、様々な種類の民俗舞踊と巨人人形の踊りが続くが、それ以外は総勢二七〇人に及ぶ聖職者、聖体、大貴族、王、大司教などからなり、莊厳な宗教行列だつただろうという印象を受け⁽⁹²⁾。また、先にも挙げたブランコ・ホワイトの筆によるセビーリヤの聖体祭でも、行列自体はトレドの場合と同

様にたいへん莊嚴なものであつたと想像できるが、タラスクのからくり山車（怪物の身体が箱になつておる、小さな人形が出たり入ったりするもの）と、七対の巨人人形の踊り、三種類の民俗舞踊の集団がその行列を先導している⁽⁹³⁾。十八世紀のスペインの他の都市の聖体祭については、啓蒙主義による規制を扱つた研究はあつても、祭りの実態を対象とした研究が少ないので、正確なところはわからないが、F・M・ヒルとA・R・ゴンサレスのあげる十六世紀から十七世紀の各地の聖体祭と比較する限り、多くの都市のプロセッショントにタラスクや巨人と民俗舞踊が見られるが、バルセローナほど多種多様の人形や扮装などの要素が入つたプロセッショントは見当たらぬ。また、セビーリヤの場合に、タラスクや巨人といつた要素はありながらも、数々の聖遺物や聖体への崇拜と聖職者たちへの畏敬がプロセッショントの中心をなしていると感じられるのに対し⁽⁹⁴⁾、バルセローナの場合には非宗教的な要素にプロセッショントの重心が移つているという感が否定できない。

総合的に考えると、バルセローナの聖体祭のプロセッショントは、確かにスペクタクルを重視する演劇的な宗教実践であり、グロテスクな要素も多かつたという点で、

バロック的だつたとも形容できるが、むしろ客観的に評価するならば、近代的な見世物や娯楽に近い形のパレードに姿を変え、参加者のみならず観客としての民衆を熱狂させていたと言えるのではないだろうか。司教や、敬虔な信者であつたマルダー男爵などが、この祭りに民衆の宗教離れや不信仰を見たのは、あながち外れていなかつたのかもしれない。

◆巨人人形と動物人形を巡る攻防

このような聖体祭のプロセッションを初めて目にした司教は、一七六七年八月十九日に市参事会に対して、「聖体祭」のプロセッションに使徒や王の扮装をした聖職者が参加するのはいかがなものかという意見を伝えている。⁽⁹⁶⁾また翌年三月二六日付けでカスティーリヤ諮詢會議に意見書を送り、「不敬虔で迷信的な慣習が目に余り……宗教行事におかしな人形が出て滑稽なしぐさを行つて、笑いを誘い、宗教を愚弄し、信者にスキヤンダルを引き起こしている」と、直接王権に訴えかけている。⁽⁹⁷⁾この手紙の中で司教が、「バルセローナの女性はみな売春婦のようである」とまで述べて、同市の信仰や慣習の乱れを批判したことは、当然ながら住民の大きな怒りを買

い、先に述べた「住民代表」の元に住民から寄せられた不満を市参事会が引き受ける形で、一七七〇年四月十七日に市参事会から国王に反論が送られている。⁽⁹⁸⁾また着任直後に司教は、聖堂参事会に対して、少なくとも鷺の踊りとライオンのおかしな動作をやめさせるべきだと指示したもの、聖堂参事会はそれに対しても、この行列は市参事会の管轄で、自分たちが変更させることは出来ないと答えたとのことである。⁽⁹⁹⁾以降のやり取りにおいても、司教と聖堂参事会は決して一致して行動してはおらず、むしろ市参事会と聖堂参事会が共同して司教に対抗している場面が目立つ。

一七七〇年八月三一日には、司教から王権への訴えを元に、地方法院から市参事会に宛てて、これらの人形の起源と歴史と現状について尋ねる書簡が送られ、⁽¹⁰⁰⁾市参事会は詳細な回答（十月十九日付）を作成している。これが先に引用した陳述書であるが、この中で市参事会は同市の聖体祭のプロセッションがいかにキリスト教の教義に則つたものであり、またこれまでの教会当局によつて公認されてきたかということを、公会議の決定や歴代司教の通達などを引用しながら、熱心に訴えている。その結果、翌年五月十六日に地方法院はカスティーリヤ諮詢

問会議に対し、「実際にプロセッショントリニティーの聖体祭は、司教が言うように不敬虔だと責められるべきものは何もない」と報告しているが、同時に市参事会に対し、「ライオンの鳴き声」「ラバの爆竹」「観客の要請に応えての鷲の踊り」「教会の中での踊り」「聖人などへの愚弄」は止めるように命じている。⁽¹⁰²⁾

この決定では納得しなかった司教は、マドリードの宮廷に力を持つていた友人たち（おそらく法務大臣マヌエル・ロダやカステイーリヤ諮詢会議議長アランダ伯である）を通して働きかけたらしく、翌七二年の聖体祭を

前にして、カステイーリヤ諮詢会議から地方法院に「いかなるプロセッショントリニティーにも鷲、牛、ラバ、ライオン、使徒、王が出ることを禁止するように」という通達が出される。四月二八日に地方法院から市参事会に通達の内容が伝えられ⁽¹⁰⁴⁾、五月十二日に市参事会は国王とアランダ伯に対して命令の取り消しを訴える書簡を送る⁽¹⁰⁵⁾が、アランダ伯から返答があり、訴えは認められなかつた。

このバルセローナ司教クリメンの執念は、バルセローナのみならず、スペイン全体に影響を及ぼすことになつたとも言える。本稿第一章ですでに述べたように、王権は一七七一年四月十日の王勅で、マドリードを対象とし

て、巨人人形やタラスクがプロセッショントリニティーに出ることを禁止し、この措置は八年後の一七八〇年七月十日の王勅で全国に広げられる⁽¹⁰⁷⁾。これらの禁令の実際の適用については次章で見ていくことにするが、一七八〇年九月六日の市参事会議事録には、翌年からのプロセッショントリニティーの構成を変更するために、市参事会と聖堂参事会から委員が出て、月例の検討委員会を開くという記述があつた。⁽¹⁰⁸⁾

〔三〕 市参事会が守ろうとした聖体祭の「伝統」とは何か

このような聖体祭のプロセッショントリニティーをめぐる司教と市参事会の間の（王権や聖堂参事会をも巻き込んだ）対立を見ると、十八世紀バルセローナの地方権力は、確かに親ブルボン朝の貴族によって構成されており、王権にてつくような行為には出ないものの、国王カルロス三世およびクリメンに代表されるような改革派聖職者が推進しようとした啓蒙主義改革に対して、決して同じ価値観を共有していたのではないことがよくわかる。一般にこの時代は、近世以降のスペイン史の中で、カタルーニャの支配階層が最もカステイーリヤ化した時期だと考えられているが、市参事会の地元貴族たちは、時に住民の声

を代弁し、同市の伝統である聖体祭のプロセッショントリック教会共通の祭りであり、祭りの要素にも、個々の要素の組み合わせやパフォーマンスは別として、特にバルセローナ市独自のものがあつたという訳ではない。それでは、市参事会が守ろうとしたバルセローナの聖体祭の伝統とは、いったい何だったのだろうか。

先に参照した一七七〇年十月の陳述書を丁寧に読んでみると、特に強調されているのは、バルセローナ市で聖体祭が祝われるようになつたのが非常に古く、十四世紀のことであるということ、そしてプロセッションの各要素がいずれもカトリックの教義の中で正統な意味を持ち、由緒正しく、教会当局によつてきちんと許可を得ていることである。⁽¹⁰⁹⁾ 同市特有の文化であるどころか、「聖体祭のプロセッションに巨人が出るのはごく一般的で、スペインの町や村で巨人がプロセッションに出ないところはないくらい」であり、他の町や村では「小人」や、もっと迷信的な人形が出る場合も多くあると述べる。⁽¹¹⁰⁾ よつて、この主張は、十九世紀のロマン主義の中でも生まられてくるような、他と比べての文化的の独自性の主張では

なく、むしろ外からの干渉に対する、自分たちの都市の儀礼や生活習慣へのプライド、執着といったものだと言えよう。こう考えていくと、啓蒙主義という外来文化による生活文化の近代化が、スペイン國中でたいへん大きな抵抗にあつたことも、容易に理解できる。そして十八世紀後半になつても、ドミングス・オルテイスの言うように、スペインにおいて支配文化対民衆文化の対峙という図式がくつきり表れていると言えるのだろうかと、疑問を呈さざるを得ない。

第三章 王権や司教による規制は祭りを変化させたのか

さて、ここまで述べてきたような王権や司教による祭りに対する規制が、実際にはどのように実施され、また、それらの規制によって祭りはどのように変化したのか、引き続きバルセローナ市の「聖体祭」のプロセッションについて、見ていくことにしよう。聖体祭は同市で行われていた多くの祭りの中でも、当日のプロセッションと八日目の食事会の費用が市の予算でまかなわれていた、かなり特殊な位置づけの祭りだった。これらの支出については市参事会に会計報告が出されているので、実際に

どのようなプロセッショントが行われ、参加する人形や装飾等にどのような変化があったのか、議事録に添付されている年毎の会計報告を元にして再現してみたい。

一) 市参事会の会計報告によるプロセッショントの変容

「表1」から「表3」は、カルロス三世治世の三〇年間にについて、毎年の会計報告を表にして比較したものであるに、支払先（名前と職業・肩書き）、名目、金額について、その変化がわかるようにまとめ直したものである。当時のカタルーニヤで日常的に使われていた貨幣単位はリブラ、スエルド、ディネロで、一リブラは二〇スエルド、一スエルドは一二ディネロ（一リブラの銀から二四〇枚の銀貨が鋳造されたため）、また一リブラは十アラルに相当する。P・ビラールによれば、一七七〇年前後のバルセローナにおいて、建設業職人の日当が、親方で十四スエルド、職人で十二スエルド、見習いで八スエルド程度だったということだから、バルセローナ市の聖体祭で市から職人たちに支払われている金額の規模が想像できる。⁽¹¹⁾ 表一の左に振った番号と項目（概要）は比較の便宜上筆者がつけたもので、項目の並び順も年毎に違うため、若干並べ直している。また人名の表記は、全員に

ついて当時の読み方を特定するのは不可能なので、カタルーニヤ語綴りと思われるものはカタルーニヤ語、スペイン語綴りと思われるものはスペイン語読みをしている。

これらの表を見ただけでも、聖体祭当日の総行列のための支出が多岐にわたる点から、市参事会にとつても職人たちにとつても、聖体祭が特別な存在であつたことが見て取れる。例えば男女一対の巨人人形を毎年出そうとすると、数年に一度は胴体を新調するために大工や絵描きが仕事を請け負い、衣装や装飾品は毎年何かしら新調されるため、仕立て職人だけでなく、布屋、リボン屋、ガラス屋などが商品を納入りし、髪の管理とセットは毎年美容師が行うなど、実に幅広い職業の職人や商人が関わっている。この会計報告に出てくるのは聖体祭当日のカテドラルから出るプロセッショントと八日目の食事会だけだが、市全体で考えると八日間の間に市内各教区からプロセッショントが出たのであり、また市外から多くの見物人が同市を訪れたのであるから、中小規模の職人や商人に対する経済効果はかなりのものがあつたと推測できる。仕事を請け負うのは原則として決まつた職人や商人で、例えは扇子の納入に関しては納入の権利（アシエント）⁽¹²⁾をめぐる争いがあつたことも記録されている。

若干の解説が必要な項目として、蠟燭代（項目35）の支出がたいへん高額（五三八リブラ五スエルド九ディネロ）なのは、聖体祭に配布される蠟燭が教会への蠟燭の寄付という意味を持つていたと考えられる。また、扇子代（項目32）や聖体祭八日目の食事会の飲み物・菓子代（項目29～31）は、市参事会の予算で購入されるが、販売収入は他の宗教行事やカーニバルの舞踏会などからの収益ともにプールされ、慈善事業や公共事業に充てられていた。その他、人形の踊り手や音楽隊などへの支払いを見ると、動物・怪物人形の中でも「鷲人形」（項目22）が特別扱いであることは、牛人形への報酬が一リブラ、巨人人形とドラゴンには合わせて十六リブラであるのに対して、鷲人形の踊り手には四一リブラ（脚絆および靴代を含む）という桁違いの報酬が支払われていることからも推察できる。これも市参事会から与えられた特権であり、鷲人形の踊り手が交代（引退による代替わり）する際には市参事会に文書が出され、認められるという手続きが踏まれている。また、音楽に関しては、盲人たちの弦楽隊への支払い（項目7）があり、盲人に認められた特権として、祭りなどの際の楽器の演奏があつたといふことが確認できる。

カルロス三世時代（一七五九—一七八八）のバルセローナ市における啓蒙と祭り

さて、それでは支出に見られる変化を、「表1」と「表2」「表3」を比較しながら見ていきたい。「表2」「表3」の参照番号と項目は「表1」に対応している。変化がなかつた項目については表の該当欄を空欄にしてあり、その年に支出がなかつた項目には斜線を入れた。斜線の入っている項目をざつと見るだけでも、祭りの要素の大きな変化が見て取れるだろう。まず「表2」の一七六五年と一七七二年を比較して目につくのは、「馬人形・悪魔・牛人形への報酬」（項目3）、「ドラゴンと悪魔たちの爆竹代」（項目5）、「鷲人形の踊り手の報酬」（項目22）が一七七二年から消えていること、また「巨人人形とドラゴンの踊り手への報酬」（項目4）が同年より巨人人形のみとなつていることである。実際の会計報告では項目3のうち「馬人形」と「悪魔たち」および項目5の「爆竹」については一七六六年からなくなり、項目3の「牛」、項目4の「ドラゴン」、項目22の「鷲」については一七七二年からなくなつていて、先に引用した一七七〇年の「陳述書」によれば、七〇年の時点で馬人形が行列に参加していないのは予算の関係で人形の新調ができなかつたためであるが⁽¹⁴⁾、七一年に「牛」と「鷲」と「ドラゴン」が出なくなつてているのは、明らか

[表1] バルセローナ市参事会の聖体祭への支出、1760年

	項目(概要)	支払先(人名)	身分・職業	名目	リブラ	スエルド	ディエロ
1	王・使徒・天使 (仮装)	カジェタノ・ボフィル	カテドラル司祭	24人の王と12使徒、天使および行列に参加した聖職者の世話	18	16	
2	松明・アウラリアの旗・聖体顯示台	パブロ・クジャス	カテドラル聖具室係司祭	総行列で24の松明、八日目の行列で12の松明を運んだ侍祭ひとりに4スエルドずつの報酬(7リブラ4スエルド)、聖女アウラリアの旗持ち(7リブラ)、聖体顯示台持ち(1リブラ4スエルド)	15	8	
3	馬人形・悪魔・牛人形	パブロ・ブルゲラ	当番市参事会員の小間使い	総行列で馬人形を運んだ12人の少年にひとり5レアルずつ(6リブラ)、小悪魔の12人の少年に5スエルドずつ(3リブラ)、悪魔の責任者に10リブラ(ママ)、牛人形を運んだものに1リブラ	10	10	
4	巨人人形とドラゴン	ジュゼップ・タラデリヤス、ジュアン・プロジョルとその仲間達		総行列での巨人人形の踊りの報酬、ドラゴンを運んだ報酬、音楽を含む	16		
5	爆竹	パブロ・シモン	花火職人	行列に参加したドラゴンと悪魔のための爆竹代	7		
6	音楽	ガブリエル・テリ	カテドラル礼拝堂財務管理司祭	総行列に参加した音楽隊の報酬	6	14	
7		フランシスコ・パリヤス	盲人弦楽隊の財務管理人	楽器演奏の報酬	20		
8		フランシスコ・カサノバス	市の小太鼓隊隊長	楽器演奏の報酬	14		
9		ハイメ・ロスケリヤス	市の吹奏楽隊隊長	楽器演奏の報酬	15		
10		ペドロ・コンタンソ	市のトランペッタ隊隊長	楽器演奏の報酬	16		
11	装飾	パブロ・プラナス	大工	市庁舎正面の飾り・総行列の順路に設置した大鍋・布などの飾り	17	6	
12		ジュゼップ・ジュリー・イ・ビニヤス	建築業親方	総行列の順路に飾る菖蒲	20		
13		ハシント・カルム・ファキン	市の役人	同僚と祭りの世話をした報酬	7	4	
14		D. イグナシオ・デ・グラエル、D. ジュゼップ・カジェタノ・デ・ブル	当番市参事会員	ひとり5リブラずつ	10		
15		ジョセフ・ルファエスタ	市参事会書記代理		5		
16		フェリックス・カンプリヨンク	市参事会財産管理人		10		
17		イグナシオ・デ・フリオル	市参事会会計代理		1	5	
18		パブロ・ブルゲラ、ジョセフ・ボラデラス	当番市参事会員の小間使い		2		
19	金頭杖		4人の金頭杖奉侍者		6	17	4
20	巨人・ドラゴン踊り手の靴	ジョセフ・イベルン	靴職人	巨人の踊り手とドラゴンを運んだ者の12足の靴代(1足9レアル)	10	16	
21	雑費	パブロ・フォックス		雑費	17	5	10

22	驚人形	パブロ・プラナス・メノール	驚人形の踊り手	踊りの報酬と、脚絆・山羊革の靴の代金など	41		
23		ジョセフ・ボラデラス	当番市参事会員の小間使い	聖体祭前日、巨人の踊り手とドラゴンの運び手に出した飲み物代	6		
24	軍管区司令官へ献上の扇子	パブロ・ブルゲラ		恒例の通り、聖体祭前日にミナ公爵夫妻に献上した金銀刺繡入り扇子の代金	42		
25	同上、花束	マリア・テレサ・デ・テシドー	モンテシノス女子修道院長	同上、絹の花束代	50		
26	巨人人形の髪	ファン・マランヘス	美容師	巨人人形の髪の管理	10	10	
27	巨人人形の装飾	ジョセフ・ソレー	ガラス職人	巨人人形(女)の装身具の調整代	1	10	
28	馬人形・巨人人形衣装	ハイメ・サンファン	仕立職人	馬人形の旗飾り8本、巨人人形(男)のスカート	7	2	6
29	飲み物・菓子	ドミンゴ・アルティエリ	水売り	聖体祭と八日目の祭りに出した飲み物とアルコール代	49	16	
30		オノフレ・トリンシェ	パン職人	同上、クッキーと菓子パン代	18	16	6
31		マルティール・プチボー	菓子職人	同上、チョコレート他の菓子代	234	4	
32	扇子	テレサ・モンタグット、ブルノ・クストウラス	扇子職人	椰子の葉で作ったさまざまなデザインの扇子	328	4	7
33	蝋燭の絵など	フランシスコ・ビーベス	絵描き	巨人の胴体の絵、11体の馬人形の頭部作成、市が各教会に配布する蝋燭に絵を描いた報酬など	25		
34	巨人人形の装飾	ヘラルド・ロビラ	布屋	巨人人形の装飾に使用した薄手の布とリボン代など	42	14	9
35	蝋燭	ジョセフ・サンマルティ	蝋燭職人	市が各教会に配布した蝋燭代金	538	5	9
		計			1624	6	3

に先に述べた王権（カステイーリヤ諮詢会議）の通達に従つたためであると考えられる。爆竹への支出がなくなつているのも、市内での花火等が禁止されたことによる。同様の理由により、七二年より、カテドラルの司祭に對して支払つてゐる報酬の名目「二四人の王と十二使徒、天使および行列に参加した聖職者世話」（項目1）が「市が配布した大蝋燭を掲げ持つて行列に参加した三六人の侍祭の世話をした報酬」へと変化しており、王や十二使徒や天使の扮装をしたカテドラルの聖職者の参加がなくなつてゐることがわかる。また、代わつて大蝋燭を捧げて参加することになつた三六人の侍祭の服装を、市参事会の負担で新調している（項目36～39）。この三六人の侍祭は初めサンタ・クルス病院と救貧院の少年たちだが、莊厳なプロセッショニには不似合いで、見物人に笑いを引き起こしているという理由で、一七七九年より教区教会の侍祭たちになつた。⁽¹⁵⁾

こうして王権の規制によつて寂しくなつて

[表2] 市参事会の聖体祭への支出の変遷、1765、1772年

参照番号	項目(概要)	1765年		1772年	
		1760年からの変更点	変更内容	1765年からの変更点	変更内容
1	王・使徒・天使(仮装)			支払先と名目と金額	ジュゼップ・セラ(カテーテラル司祭)、同僚とともに、市が配布した36本の大蠟燭を捧げ持った36人の侍祭の世話をした報酬
2	松明・アウラリアの旗・聖体顯示台				
3	馬人形・悪魔・牛人形	支払先の人物	ジョセフ・ボラデラス(当番市参事会員小間使い)		
4	巨人人形とドラゴン	支払先の人物	ニコラス・ガリサンス、アントニオ・バジヨーとその仲間達	支払先と名目と金額	アントニオ・サラとその仲間達、巨人人形の踊りの報酬(靴代を含む)、11リブロ2スエルド * ドラゴンは無し
5	爆竹	支払い先の変更と名目追加、額の変更	ジョセフ・ボラデラスへ、爆竹代に加えて、巨人人形が持った生花代、計8リブロ10スエルド		
6	音楽				
7				支払先の人物	カジエタノ・モリエット(盲人弦楽隊財務管理人)
8		支払先の人物	ペドロ・ムニヨス(小太鼓隊隊長)		
9				金額	16リブロ
10				支払先の人物	トマス・アラレット(トランペット隊隊長)
11	装飾	金額	11リブロ4スエルド		
12		支払先の人物	ウラゲー・ジュリー(建築業親方)	支払先の人物と金額	パブロ・コメリヤスに12リブロ
13					
14		支払先の人物(当番のため)と金額	D.ビトリアノ・サンファン、D.ジョセフ・デ・ポンシック、ひとり15リブロ	支払先の人物(当番のため)と金額	サンマナット侯爵、D.ロレンソ・デ・マサネス、ひとり5リブロ
15					
16					
17		支払先の人物	ラファエル・アルビアーレ(市参事会会計係代理)		
18					
19	金頭杖				
20	巨人・ドラゴン踊り手の靴				
21	雑費	金額	53リブロ7スエルド2ディネロ	金額	37リブロ2スエルド

22	驚人形				
23					
24	軍管区司令官へ献上の扇子	金額	40リブラ	支払先と名目と金額、献上相手	パブロ・ブルゲラ(刺繡職人)に金銀刺繡の報酬として12リブラ12スエルド。臨時軍管区司令官ベルナルド・オコノール・ファリー
25	同上、花束	支払先の人物と金額	アントニオ・ロカシオ(花屋)に41リブラ12スエルド3ディネロ	献上相手と金額	同上、27リブラ2スエルド1ディネロ
26	巨人人形の鬘	支払先の人物と金額	セベロ・マデラス(美容師)に9リブラ	支払先の人物と金額	ファン・フントー(美容師)に10リブラ10スエルド
27	巨人人形の装飾	名目と金額	巨人人形(女)の装身具、腕輪とネックレス、巨人人形(男)の羽根飾りなど、7リブラ	名目と金額	巨人人形(女)のペンダントなど、2リブラ
28	馬人形・巨人人形衣装	支払先と名目と金額	ファン・ボルトー(仕立て職人)に巨人人形の衣装など、17リブラ		
29	飲み物・菓子	支払先と金額	アンドレス・カポナタに、36リブラ18スエルド	金額	43リブラ13スエルド9ディネロ
30		金額	19リブラ10スエルド8ディネロ	金額	25リブラ18スエルド11ディネロ
31		支払先と金額	パブロ・クジャスに210リブラ10スエルド2ディネロ	支払先の人物と金額	フランシスコ・ロダに115リブラ7スエルド
32	扇子	金額	342リブラ8スエルド6ディネロ	支払先の人物と金額	ブルーノ・クストゥラスとハイメ・モンタグットに286リブラ16スエルド
33	蠟燭の絵など	名目と金額	蠟燭に絵を描いた報酬など、35リブラ2スエルド6ディネロ	金額	30リブラ
34	巨人人形の装飾	支払先と金額	マヌエル・アルトスに31リブラ11スエルド		
35	蠟燭	金額	536リブラ19スエルド	金額	477リブラ
36				新(総行列に加わる36人の侍祭のための衣装)	ファン・ボルトー(仕立て職人)に263リブラ10スエルド6ディネロ
37				新(同じく36人の侍祭のための短白衣の細工などの報酬)	シシリア・マサガール・イ・フォックスに78リブラ4スエルド
38				新(総行列で大蠟燭を持った14人の侍祭の報酬と、彼らの靴下と靴の代金)	ジョセフ・ビラ(サンタ・クルス病院司祭)に23リブラ6スエルド
39				新(同じく大蠟燭を持った22人の侍祭の報酬と彼らの靴下と靴の代金)	ジョセフ・カルバー(救貧院司祭)に37リブラ11スエルド
	計		1642リブラ9スエルド7ディネロ	計	1642リブラ16スエルド4ディネロ

[表3]市参事会の聖体祭への支出の変遷、1776、1781年

参照番号	項目(概要)	1776年		1781年	
		1772年からの変更点	変更内容	1776年からの変更点	変更内容
1	王・使徒・天使(仮装)				
2	松明・アウラリアの旗・聖体顯示台	支払先の人物の追加	パブロ・クジャスとライムンド・クリオル		
3	馬人形・悪魔・牛人形				
4	巨人人形とドラゴン	支払先の人物と名目と金額	ジュゼップ・アルティミラとその仲間達、巨人人形の踊りの報酬(音楽を含む)、6リブラ *靴代は無し		
5	爆竹				
6	音楽	支払先の人物	フランシスコ・ルエダ(カテドラル礼拝堂財務管理司祭)		
7					
8		支払先の人物	フランシスコ・オリベール		
9		16リブラ	金額	15リブラ	金額
10					
11	装飾	名目と金額	市庁舎の正面飾り、巨人人形(男女)の胴体の新調、巨人人形(男)のための棍棒ほか、27リブラ	名目と金額	市庁舎の正面飾り、10リブラ
12					
13					
14		支払先の人物(当番のため)	D. フアン・デ・ポンシック、D. ラファエル・デ・リナス	支払先の人物(当番のため)	D. カジェタノ・フェリス・デ・モリナス、D. フランシスコ・デ・ノネイ
15		支払先の人物	ジョセフ・イグナシオ・クララモン(市参事会書記代理)	支払先の人物	ジョセフ・ルファエスタ
16					
17					
18					
19	金頭杖				
20	巨人・ドラゴンの踊り手の靴				
21	雑費	金額	65リブラ18スエルド	名目と金額	雜費:総行列で蠟燭を持った王や使徒の役割の36人の聖職者の費用を含む、100リブラ14スエルド
22	鷲人形				
23					

24	軍管区司令官へ献上の扇子	金額	金銀刺繡の扇子代金、13リブラ10スエルド		
25	同上、花束	支払先と金額	フランシスコ・ゴミス(布屋)に36リブラ10スエルド、アントニオ・ロカシオには調整代として4リブラ	支払先と金額	アントニオ・ロカシオに32リブラ
26	巨人人形の鬱	支払先の人物と名目と金額	エステバン・コルに、巨人人形の鬱の管理とセット代、多くの羽根飾りなどの細工代として、19リブラ17スエルド6ディネロ		
27	巨人人形の装飾	名目と金額	ダイヤ飾り大3個と小7個の代金、7リブラ10スエルド		
28	馬人形・巨人人形衣装				
29	飲み物・菓子	金額	37リブラ10スエルド	金額	73リブラ19スエルド3ディネロ
30		金額	22リブラ10スエルド	金額	36リブラ13スエルド6ディネロ
31		金額	174リブラ5スエルド	金額	306リブラ13スエルド
32	扇子	支払先と金額	ブルーノ・クストゥラスに299リブラ11スエルド	支払先の人物と金額	ジュゼップ・クストゥラスに281リブラ6スエルド
33	蝋燭の絵など	金額	42リブラ	金額	22リブラ3スエルド
34	巨人人形の装飾	支払先の人物と名目と金額	ファン・パブロ・ビリヤール(ベール職人)に巨人人形のための薄い布代として、25リブラ		
35	蝋燭	支払先の人物と金額	ミゲル・バルデフリーに575リブラ	金額	571リブラ18スエルド11ディネロ
36		名目と金額	仕立屋の職業に関わる仕事の報酬、71リブラ7スエルド3ディネロ		
37					
38		名目と金額	侍祭の報酬のみ、5リブラ12スエルド		
39		名目と金額	侍祭の報酬と靴代として、28リブラ12スエルド		
40		新(巨人人形の装飾のための銀細工を施した革の代金)	ブルーノ・クストゥラス(扇子職人)に10リブラ		
41		新(巨人人形の紐)	フランシスコ・バジョナ(紐や)に11リブラ	名目と金額	布の縁飾りなどとして、4リブラ
42		新(巨人人形のリボン)	アントニオ・バル(リボン屋)に11リブラ		
43		新(巨人人形制作の際の道具提供の謝礼)	ティブルシオ・マリネール(鍵職人)に3リブラ		
	計		1642リブラ17スエルド1ディネロ	計	1642リブラ16スエルド4ディネロ

しまつたと考えられる聖体祭のプロセッショングだが、一七七六年には巨人人形（男女一対）の胴体や衣装、装飾品などが全て新調されており（項目11、26、27、34、36、41～43）、新しい巨人人形によつて聖体祭を盛り上げようという努力が見える。表にはあげていないが、翌七七年には人形の鬘を新調し、装身具のガラス玉などを追加し、七八年には巨人人形（女）の衣装や装飾品が新調されていて¹¹⁶いる。しかしながらこの巨人人形も、七二年に王権が首都を対象として出した「巨人人形やタラスクがプロセッショングその他の宗教行事に出ることの禁止」が八〇年に全国に広げられると、翌八一年には行列から姿を消してしまつ（項目4）。前章で説明した十八世紀後半の聖体祭のプロセッショングの要素（王や使徒や天使の扮装、動物・怪物人形、巨人人形）は、これで全て姿を消してしまうのである。市参事会はいくら理不尽であると感じても、王勅に逆らうことはできない。翌年からのプロセッショングの構成について、どのような方策が可能であるか、先にもふれたように、市参事会と聖堂参事会の双方の代表による委員会で議論が重ねられている。

委員会の話し合いの中で、七二年に王や使徒や天使の扮装が禁止されて以来、カーテドラルの聖職者に代わつて

大蠟燭を捧げ運んでいた少年（侍祭）たちを、再びカーテドラルの聖職者たちに戻すという提案がなされ、プロセッショングの中の位置を王や使徒の扮装で並んでいたのと同じ（聖体顯示台のすぐ近く）にするということと、衣装を市参事会の負担で用意するという条件で、聖堂参事会もこの案を受け入れた¹¹⁸。¹¹⁹三六人の聖職者のための衣装はとても通常の予算の枠内では足りず、無理ではないかという議論があつたが、結局、別会計から支出する（祭りによる収入は慈善事業や社会事業のために貯蓄されていたが、この一部を衣装代に回す）、また分割払いが可能な費用は翌年以降に分けて支払うという苦肉の策が市参事会で承認され¹²⁰、これは実現している。「表3」で「総行列で蠟燭を持つた王や使徒の役割の三六人の聖職者の費用を含む」（項目23）とあるのは、予算の枠内から支出された部分にあたる。しかしその衣装は王や使徒の扮装ではなく、司祭や助祭、副助祭の正装だった。

こうして会計報告を詳細に検討してみると、カルロス三世の治世については、王権による規制が忠実に反映され、王や司教クリメンが考えたような宗教的で莊厳なプロセッショングへと姿を変えていった様子が跡付けられる。その他、今回の論考の趣旨からは外れるが、一七八四年

と八五年には会計報告が出来ずに暫定支払いをしており、住民代表議員の同意が得られなかつたためと説明されてい⁽¹²¹⁾る。一七六年の市参事会制度改革が、貴族以外の住民の意見を地方政府に反映させる上で、何らかの意味を持つていた可能性を示唆していると言えないだろうか。

二) 「聖体祭」の巨人と動物たちその後

しかしながら、「王権や司教による規制は祭りを変化させたのか」という本章のタイトルに掲げた問いに答えるためには、カルロス三世の治世以降の「聖体祭」の変



写真2：現在のバルセローナの巨人人形より、
ピ教区の巨人とタラスク（2005年のマ
ルセー祭りにて、筆者撮影）

化を合わせて考察する必要があるだろう。そこで、聖体祭のプロセッショントリニティ・動物・怪物人形のその後について、簡単に見ておきたいと思う。これらの人形は現在のバルセローナ市の聖体祭やマルセーなど、さまざまな祭りのプロセッショントリニティやパレードで見ることが出来るが、現在のものは一九八〇年代以降、フランコ独裁後の民主化移行期に、文化復興の過程で復元されたものであることを注意する必要がある（写真2はその一例）。

まず禁止期間が最も短く復活するのは巨人人形で、一七九八年、以前のように教会の中に入つて踊らない、プロセッションの本体から遠く離れて先を進む、という二つの条件つきながら、聖体祭に出ることを許可された。⁽¹²²⁾ 巨人人形復活の様子を記したマルダー男爵の日記には、十八年ぶりで許可された巨人人形の参加を待ちわびていた、喜びに沸くバルセローナの様子が書かれている。六月六日（聖体祭前日）の記述によると、市の巨人とピ教区の巨人が、許可を与えてくれた軍管区司令官のところに挨拶に行つた後、街中の通りや広場を練り歩いたと言う。十八年ぶりだったので、マルダー男爵によれば、女性の巨人人形の衣装など、なぜこんな格好をさせたのだと思うような変なものだつたというが、バルセローナの

人々は巨人人形の後を追いかけ、一緒に踊り、大いに盛り上がつたようだ。翌日の午後（聖体祭当日）のプロセッショーンは、良い天気も手伝つて、久しぶりの巨人人形を見に訪れた余所からの見物人も含めて、たいへんな人出だつたという。巨人人形は聖体祭当日の午前中にも、翌日の午前中にも、市民を楽しませるために街に出て踊つたという。⁽¹²⁴⁾また、聖体祭八日目の六月十四日には、ピエ教区のプロセッショーンが出たが、同教区の巨人（男女）だけでなく、サンタ・マリア・ダル・マル教区の巨人（男女）も呼ばれ、松明の数が一六八にも上るほど、例年になく盛大な行列になつたと記されている。⁽¹²⁵⁾

カルロス三世が一七八八年末に死去し、カルロス四世が即位してからのバルセローナは、八〇年代末のヨーロッパを襲つた飢饉と小麦価格の高騰によつて、一七八九年二月にパン暴動が起つて、また革命フランスに対しても行われた干涉戦争（一八九三年—一九五年、カタルーニャ語では「大戦争」と呼ばれる）ではカタルーニャが戦場になるなど、平穏とは言い難い日々が続いていた。聖体祭のプロセッショーンが中止になることはなかつたが、一七九〇年にはピエ教区のプロセッショーンに軍の樂隊が参加するようになつたり、⁽¹²⁶⁾一九四年には聖体祭当日のカテドラ

ルのプロセッショーンの最後尾に、鼓笛隊を伴つた軍の騎馬隊が続いたり、⁽¹²⁷⁾翌日午後の他の教区のプロセッショーンでは、従来の花火や爆竹に代わつて銃や爆竹を鳴らすものが多きいたりするなど、きな臭い時代が反映された。九八年の巨人人形の復活は、そのような状況下に庶民の憂さを晴らさせるものだつた。

しかしながら他の動物・怪物人形はこのとき許可されていない。ドラゴンや悪魔を除き、牛・ラバ・ライオナ・鷲の人形が復活するのは、一八〇七年にバルセローナ出身の十八世紀の聖者ジュゼップ・ウリオルがローマから福者に列せられたことを祝う行事においてである。⁽¹²⁸⁾

ただし、あまりにもブランクが長かつたためか、これらの動物を踊らせる音楽は以前のものとは異なり、鷲人形の踊りは全く下手だつたと、マルダー男爵は厳しい感想を残している。⁽¹²⁹⁾この後もいくつかの動物は聖体祭のプロセッショーンに出ることがあつたようだが、十九世紀半ばになると、三三年からの自由主義政権下でのギルドの解体などの影響もあり、次第に失われていつた。巨人人形が十八世紀末にしつかりと息を吹き返し、十九世紀を通じて、聖体祭のみならず、聖俗の様々な祭りや行事の不可欠な要素として、人々に愛されていくのに対しで、動

物・怪物人形は十八世紀の規制によつて受けた打撃から回復することがなかつた。アマダスが掲げる十九世紀前半のものとされる聖体祭の画には、牛やラバ、ライオンや鷲が描かれているが、十九世紀後半の版画に描かれてゐるのは巨人人形のみである。⁽¹³³⁾こうして、王権や司教による規制が、決して市の支配層や民衆のメンタリティを変容させたとは思えないが、禁止される年月が長くなると、規制によつて失われる祭りの要素もあり、また、民衆の楽しみが他の娯楽に取つて代わられるといった変化が起こるのも当然だと考えられる。

結論

以上、十八世紀後半のバルセローナ市における「聖体祭」のプロセッショントークンを中心にして、当時行われていた祭りの実態、王権および司教による規制、規制を受けての実際の祭りの実施について、市参事会議事録を中心史料として述べてきた。ここで序論で設定したテーマについて、若干の考察を行いたいと思う。

まず第一に、王権および司教によるバロック的典礼への攻撃において、エリート文化と民衆文化の対峙がどのように起つてゐるかという点について、第二章で述べ

た通り、政治的にカステイーリヤ化し、中央の啓蒙主義政策に賛同していた市参事会員や聖堂参事会員などのローカルな支配層が、祭りのような生活文化については、必ずしも王権や司教と一致して民衆と対峙するという図式にはなつていなかつたと思う。十九世紀のロマン主義の風潮の中での地域や都市の独自性意識とは異なる性格のものであるが、ローカルな都市支配層と一般住民の間には、ともに外からの近代化を拒否するような、自分たちの儀礼や生活習慣への執着が見られた。啓蒙主義を対象とした文化史は、啓蒙主義者の思想と民衆文化の対立という捉え方をしがちであるが、十八世紀後半においても、エリート文化と民衆文化という二項対立だけでは説明できない要素があることには、留意すべきであろう。

第二に、教会権力（司教および聖堂参事会）、市参事会、王権の間のコンフリクトが、祭りにおいてどのように顕在化しているのかという点についても、司教と市参事会の間の対立が、あらゆる場面において顕在化する様子を見た。特にプロセッショントークンにおける位置や、ミサにおける聖体拝領や蠟燭の配布等の順番や座席などは、都市における序列や特権をあまりにもわかりやすく見る者

の前に提示してしまったため、十八世紀においても諸権力にとつて、現代の私たちには計り知れないほどの重要な意味を持つていたことがわかった。こういったコンフリクトは、他の政治的経済的利害関係などが祭りの場の対立に反映されるのではなく、祭りの要素やプロセッションでの位置自体が対立の原因であり、重大問題であることもわかった。この対立関係において、旧来の慣習を変革しようとする司教が、教会の上位権力ではなく、王権の助力を求めている点が興味深く、また教会の典礼の改革にも積極的に関与して行こうという王権の姿勢には、カルロス三世の「王権至上主義」(レガリスモ)の特色が現れている。そして、王権による規制が市参事会によつて忠実に実施されている点は、ブルボン流の中央集権体制がかなり機能していたことを示していると言えよう。ただし、今回の考察は平時においてのものであり、暴動や対外戦争、あるいは外国勢力による占領下などで、各勢力の関係がどのように祭りに反映されるのかという問題については、この後の時代について、同様の検討を行っていく必要があるだろう。

第三に、都市住民がどのように祭りに関わり、楽しんでいたのかという点について、今回分析した「聖体祭」

のプロセッションについては、都市の中小規模の職人や商人たちにとって、祭りが経済機会を提供していたという点と、多くの住民や外からの見物人が祭りを「見世物」として楽しんでいたという点が明らかになつた。史料的な制約から、祭りに参加した者たちにとっての楽しみや、祭りとの関わり方を分析することは出来なかつた。これを分析するためには、ギルドや信心会のような狭いコミュニティに絞つた史料調査が必要であろうが、残念ながらバルセローナについて参考となる先行研究は存在せず、現時点では史料的な可能性もわからない。しかし、十八世紀の経済発展によつて成長を遂げていくバルセローナのような大都市において、経済機会を提供し、外から見物客を集め、見物人に娯楽を提供するという祭りの姿は、十九世紀半ば以降の近代的な祭りのあり方を予見しているようにも思われる。

話が逸れるが、「聖体祭」の動物や怪物の人形が、バルセローナでは十九世紀以降に姿を消してしまったのに対して、巨人人形が愛され続ける背景には、巨人の人形（中でも特に女性の人形）が衣装や装飾品などを通じて、都市の経済や流行を表現し続けることが出来たという理由が考えられる。同様に、鷲人形の踊りは、長い

禁止によって踊り手の技術が失われてしまうと、もはや見物人にとって魅力ある存在ではなくなるのに対し、禁止されることのなかつた「バレンシアーノスの踊り」は、十九世紀においてもプロセッショնに出続けたばかりか、次第に上に乗る人間のピラミッドの段数が高くなり、プロセッショնから独立して、広場などで行われる行事（「人間の城」）へと変化して人気を集め続ける。いずれにせよ、バルセローナ市の「聖体祭」のプロセッションの姿と住民の楽しみ方を推測する限りにおいては、かなり世俗的な娯楽として存在していた様子がわかり、前近代スペインの都市における民衆の宗教性といったテーマについても、よりきめ細かく再評価する必要を実感させられた。

これに關係して、序論において問題を提起した民間信仰の世界の残存について、今回はバルセローナの聖体祭のプロセッションに絞つて論じたため、十分に有効な実例を拾い上げることは出来なかつた。しかしバルセローナ司教クリメンの巡察の際に出された回状などによると、カーニバルの原型とも考えられている「嬰児殉教者の日」（十一月一八日）に行われる教会内でのどんちゃん騒ぎ、根拠の希薄な聖遺物への信仰や、それを教会外に

持ち出してのプロセッションなど、多くの事例が批判対象として挙げられている。^{〔34〕}司教はこういった民間信仰（司教によれば迷信）と都市部での自由思想の流入や放埒を、ともに正統信仰への脅威として同列に並べて批判しているため、分析にあたつてはこの両者を丁寧に選り分けて考える必要があると言えよう。本稿の考察を通してバルセローナという都市部の祭りに見えてきたのは、祝祭参加者の信仰心の派手な自己表現としてのバロック的祝祭の残存よりも、むしろ純粹な見世物として樂しまれる近代的な祭りを予見させる姿だつたが、バルセローナの他の祭りにおいては別の姿が見えてくる可能性もあり、また同じ聖体祭の動物・怪物人形などの要素が民衆にとつて持つていた意味も、他の町や村においては異なつてゐる可能性がある。そういう違ひをも想定したような比較研究の必要性を実感した。

十八世紀は啓蒙主義改革によつて近代化への道筋が示される一方、それに対抗して旧来の特権や文化を保持しようという勢力による抵抗が絶えない時代だつた。今後は、他の祭りやバルセローナ以外の町や村をも含めて、民衆の信仰世界の比較研究を行う可能性を探つていきながら、序論の初めに述べたように、十九世紀の経済自由

化と産業革命が、どのようにバルセローナとこう町の都市空間と住民の生活や宗教観を変化させていくのか、「聖体祭」とこうひとつの祭りの変化を追っていくとを通して、検討していただきたいと考えている。

註

- (1) 山道佳子「近代スペインの形成と祭り——祭りの比較研究から——」荒川章一ほか『浜松まつり、学際的分析と比較の視点から』(石田書院、1980六年)。その中で触れた研究として、例えばN・エリアスが「文明化の理論」によってスポーツの誕生と変遷を論じた中で、職業上の労働が義務として一段高い位置にあり余暇は低い位置にあるという前提で、余暇を労働との関連でのみ説明しようとした態度は不当であると述べている¹⁾。(ノルベルト・エリアス、エリック・ダニング『スポーツと文明化、興奮の探求』大平章訳、法政大学出版局、一九九五年、九四一九五頁、一〇四一〇五頁、一一二一一一三六頁)、B・ベナサールが、人間は三分の一の時間を労働に、三分の一を睡眠に、残りの三分の一を「生きるためにあてているのに、歴史家がこの「生きるために時間」を見逃していい訳はないと言っている」と付け加えておきたい(バルトロメ・ベナサール『スペイン人十六一十九世紀の行動と心性』宮前安子訳、彩流社、二〇〇一年、一二一頁)。
- (2) E・ル・ロワ・ラデュリ『南仏ロマンの謝肉祭　叛乱

の想像力』(蔵持不二也訳、新評論、二〇〇一年)。

- (3) ロジェ・シャルチエ「規制と創出　祝祭」『読書と読者　アンサンブルシーム期フランスにおける』(長谷川輝男、宮下志郎訳、みすゞ書房、一九九四年)、十八一十九頁。

- (4) Domínguez Ortiz, Antonio, "Iglesia institucional y religiosidad popular en la España barroca", *La fiesta, la ceremonia, el rito (La fête, la cérémonie, le rite)*. Colloquio internacional, Granada, 1987, pp. 9-12.
- (5) カルロスII朝の治世に関する評価への見直しについては立石博高「スペインの啓蒙思想と啓蒙的改革」立石博高・関哲行・中川功・中塚次郎編『スペインの歴史』(昭和堂、一九九八年)、García Cárcel, Ricardo (coord.), *Historia de España. Siglo XVIII. La España de los borbones*, Madrid, 2002, "El Reinado de Carlos III" を参照された。カルロスII朝の時代に關しては、逝去一百年にあたった一九八八年に多くの研究成果を得た。代表的なものとして、マドリードのコンプルテンセ大学で行われた国際会議のカタログ『Carlos III y su siglo. Actas, 2 tomos, Madrid, 1988.』および、文化省による展覧会のカタログ『Carlos III y la ilustración, 2 tomos, Madrid, 1988.』があげられ、カタルーニャ史の分野ではバルセローナ大学近世史学科紀要『ペドーラルバス』が特集号を組んでいる。Periodistes. Revista d'Història Moderna, 8-1, 2 (2 tomos), Barcelona, 1988.
- (6) Arxiu Històric de la Ciutat de Barcelona, Ajuntament

borbònic, Acords. 市参事会の議事録（手稿）で一年あたり平均して八百枚程度（裏表）の記述があるが、当時作成された大まかな索引があり、関心のあるテーマが議論された日の記録を探すことができる。今回は一七五九年から一七八九年の記録を利用したが、一七八九年以降では索引がない、十分に参照することができなかつた。

(7) Id., *Ajuntament borbònic, Polític i representacions.* 市参事会が送った陳情書などの中の一つ、今回の一七七〇年から一七八一年の課題や文書を参照した。

(8) Rafael d'Amat de Cortada (Baró de Maldà), *Selecció i edició a cura de Ramon Boixareu, Calaix de Sastre*, 9 vols., Barcelona, 1987-1999. (云々「Calaix de Sastre」の略題)

1769-1812年ベルセローナ市の大司教マルターノ・ガルシヤーが編集された日記『裁縫箱』の抜粋・翻刻版。マルターノ・ガルシヤーは教会に隣接する場所（現在「ガレリア・マルターノ」）と「バシリカ・サン・ミゲルモール」になつてゐる。屋敷を持つ、当教区の教区収入である。

(9) Townsend, Joseph, *A journey through Spain in the years 1786 and 1787*, 3 vols., London, 2 ed., 1792. たゞ西班牙人牧師の旅行記で、一七八六年ベルセローナ市を訪ねて云々の地、トマソ・Mercadal, José García, *Viajes de extranjeros por España y Portugal. Desde los tiempos más remotos hasta comienzo del siglo XX*, 6 vols., Salamanca, 1999. たゞ云々である。

(10) ベルセローナで発行された定期刊行物の云々は、Torrent, Joan ; Tasis, Rafael, *Història de la Premsa catalana, Barcelonam, 1966*, vol. 1.

（11）「」の長い題やその概略は、三浦佳子、前掲論文、110頁—111頁。つまり云々の記念日と集合的記憶の形成に関する、Anguera, Pere (ed.), *Los días de España*, Ayer 51 (Madrid, 2003) 所収の諸論文のはか、立石博高「帝国の記憶とスペインの国民国家、一〇月一一日、カサの日、イスパニダの日」松本彰・立石博高編『国民国家と帝国、ヨーロッパ諸国民の創造』(山川出版社、2005年) がある。

（12）本稿で扱う時期に先立つたスペインの伝統儀礼を扱った研究書 Lobato, María Luis ; García García, Bernardo J., *La fiesta cortesana en la época de los Austrias*, Valladolid, 2003. たゞ、黒岩日・ガルシヤ・ガルシニアによれば、題に及ぶ文献リストが掲載されており、伝統儀礼に云々あるが、祭りの概念から、様々なタイプの祭りに関する研究、祭りと公共空間など、あらゆるテーマを網羅して云々参考になる。その最後に十八世紀ブルボン朝の儀礼に関する文献を挙げられて云々。

（13）云々の筆者が誕生記念集を入手するまでの長い年月の云々を云々か挙げ云々 López Poza, Sagrario ; Pena Sueiro, Nieves (eds.), *La fiesta. Actas del II Seminario de Relaciones de Sucesos*, Ferrol, 1999. たゞ、「丑未事の記憶」も云々ハヤハヤの小出版物の云々は、ブルタノ大学が主催したやつード、祭のや儀式の記録を集中的に取り上げて云々が、対象とする時代は十六—十七世紀である Vizueta Mendoza, J. Carlos ; Martínez-

- Burgos García, Palma (coords.), *Religiosidad popular y modelos de identidad en España y América*, Cuenca, 2000.
- は、十六—十七世紀のノーベンヌ教団によるメリカ植民地（アラゴン地方）の実例を基に、民間信仰と都市や地域のアイデンティティー形成の関係をテーマとして行われたハバヌリヤ（カスクイーリヤ・ハブンチャ大聖母）¹⁴。Martínez-Burgos García, Palma ; Rodríguez González, Alfredo, *La fiesta en el mundo hispánico*, Cuenca, 2004. は、四大洋で開催されるハバヌリヤ・ハブンチャの同教団を中心としたスペイン・メリカ植民地の事例報告を収録。¹⁵Vaca Lorenzo, Ángel (ed.), *Fiesta, juego y ocio en la historia. XIV Jornadas de Estudios Históricos*, Salamanca, 2003. は、十五世紀から現代までの祭りと歴史をテーマとして、サリマンカ大学で行われたハバヌリヤ（シウマ）だが、近現代に開催されたカナダ（如トロント）やアメリカ（如カルifornia）からの報告が中心となつてゐる。¹⁶その他、カール五世（カルロス一世）の生誕五百周年を記念する國家事業の一つとして、『カール五世時代のヨーロッパ』（エウローパ）として映画版も出版（*La fiesta en la Europa de Carlos V*, Sevilla, 2000.）が行われた。また、近年の祭りは、ハート・トランク（ハート）と題して開心を象徴的としている。
- (14) 近代以前の祭りに関する優れた歴史研究は、バーナード・アリニョ（火祭）を対象とした Arino Villarroya, Antonio, *La ciudad ritual. La fiesta de las Fallas*, Barcelona, 1992. やアルバのカーリバルを対象とした Ramos San-
- tana, Alberto, *El Carnaval Secuestro o Historia del Carnaval*, Cádiz, 2002. があらわす筆者が研究対象とするカタルーニャの闘牛は、儀礼やハバヌリヤの形態面に注目しての行政権力の強化の影響で、組織力の攻防を構成した Kaplan, Temma, *Red City, Blue Period: Social Movement in Picasso's Barcelona*, Berkeley-Los Angeles-Oxford, 1992. が、ブルガのハ・ペニカ（聖体祭）を題材とした文化人類学による研究 Noyes, Dorothy, *Fire in the Plaza. Catalan Festival politics After Franco*, Philadelphia, 2003. である。
- (15) Romero Ferrer, Antonio, *De la Ilustración al romanticismo 1750-1850: VI encuentro "juego, fiesta y transgresión"*, (Cádiz, 15-18 de octubre de 1991), 1995.
- (16) Torrión, Margarita (coord.), *España festejante: el siglo XVIII*, Málaga, 2000. (日本語訳本は、かくばせ一九九七年に刊行された)。
- (17) Del Río, María José, "Represión y control de fiestas y diversiones en el Madrid de Carlos III", Equipo Madrid, 1988. *Carlos III, Madrid y la ilustración*, Madrid, 1988.
- (18) López Muñoz, Miguel Luis, "Control de la fiesta religiosa en Granada a fines del siglo XVIII", Romero Ferrer, op. cit.
- (19) Peñafiel Ramón, Antonio, "Espectáculo y celebración religiosa en la Murcia del siglo XVIII", *Contrastes: Revista de historia moderna*, núm. 12, 2001.
- (20) Martínez Gil, Fernando ; Rodríguez González, Alfredo,

- “Del Barroco a la Ilustración en una fiesta del Antiguo Régimen : el Corpus Christi”, *Cuadernos de historia moderna*, núm. 1, 2002.

(21) Pérez Samper, María de los Ángeles, “Lo popular y lo oficial en la procesión de corpus de Barcelona”, *Ritos y ceremonias en el mundo hispano durante la Edad Moderna*, Huelva, 2002.

(22) Amades, Joan, *Costumari Català, el curs de l'any*, Barcelona, 1950, edición en facsímil, 5 vols., 1982. (云々) *Costumari Català* は書籍で、カタルーニャの祝祭と採取の一年の流れを記した大編であるが、既に構成を変えた普及版の復刊が進んでいます。ただし、(Biblioteca de Tradicions Populars) は二冊の復刊が進んでいます。すなはち、ベニロートのホールベルを抜いた *El Carmestoltes a Barcelona fins el segle XVIII*, Barcelona, 1934 / 2001. と、ベニロートのホーリー・ゲームを抜いた *Carmestoltes a Barcelona el segle XIX*, Barcelona, 1934 / 2001. です。

(23) Callahan, William J., *Church, Politics and Society in Spain, 1750–1874*, Cambridge, 1984 / traducción castellana, Madrid, 1989.

(24) Christian, Willian A. Jr., *Person and God in a Spanish Valley*, Princeton, 1988. 15°

(25) La Parra, Emilio ; Pradells, Jesús, *Iglesia, sociedad y cerimonia en el mundo hispano durante la Edad Moderna*, Huelva, 2002.

(26) Arias de Saavedra, Inmaculada ; López-Guadalupe Muñoz, Miguel Luis, *La represión de la religiosidad popular. Crítica y acción contra las cofradías en la España del siglo XVIII*, Granada, 2002. 云々 ルイ・ロペス・ムニョス, “Control estatal de las asociaciones de laicos (1762–1814). Aspectos legales de la extinción de cofradías en España”, en La Parra, *op. cit.*

(27) Tort i Mitjans, Francesc, *El obispo de Barcelona: Josep Climent i Aviant (1706–1781). Contribución a la historia de la teología pastoral tarraconense en el siglo XVIII*, Barcelona, 1971.

(28) ベトチャーノ、福嶋謙 + 11月

(29) Callahan, William J., *La Santa y Real Hermandad de Refugio y Piedad de Madrid. 1618–1832*, Madrid, 1980, p. 15.

(30) ルイ・フランコ・ルビオ、Gloria A., *La vida cotidiana en tiempos de Carlos III*, Madrid, 2001. ルイ・フランコ・ルビオ (La ruptura de lo cotidiano) は、ハビエル・ルビオ著の本で、著者名は誤りです。

(31) ルイ・フランコ・ラ・カルア・デ・サストレ、vol. 1, p. 156 (1-enero-1786).

(32) 国向説の医食の禁を免除する教皇発行の一種の免罪状

符。

- (33) 例えば *Calais de Sastré*, vol. 1, p. 84 (17-enero-1780).
- (34) 例えば *Ibid.*, p. 156 (20-enero-1786).
- (35) マルダー町監禁による、守護聖女の田の肉食の禁を免れるため、近郊のサリヤー村に新鮮な腸詰めを食べに行く庶民が多くいたとの如く。*Ibid.*, p. 91 (12-febrero - 1781).
- (36) マルダー町監の田記に書かれたカーリベルの様子は「レバ・三道佳子・前稿譜文」(一七八一)八八頁。
- (37) *Novísima Recopilación de las Leyes de España*, Madrid, 1805 /Ed. Facsimil, 6 vols., Madrid, 1992.
- (38) *Ibid.*, libro XII, título XIII, ley II, III. (首都におけるカーリベルの仮装舞踏会の禁止令) 一七一六、一七一七、一七四四。
- (39) *Ibid.*, libro XII, título XXV, ley VII. 「神廟する寡婦や男女を止めし事……カウベルやホトロウ或や錠その他の道具を使って騒立したがる……マドリードの街路を行へりとを禁止すべし」とある。
- (40) *Ibid.*, libro III, título IX, ley XIII.
- (41) García Cárcel (coord.), *op. cit.*, p. 188.
- (42) 『最新法令集』には収録されてゐる。cf.) Del Río, *op. cit.*, p. 299.
- (43) *Novísima Recopilación de las Leyes de España*, libro I, título I, ley IX. 牽行者が聖週間や五月の十字架その他の祈祷行列に参加するのを禁止した理由として、「眞の悔悟の精神を有する者は、聴罪師の助言と指導によつて、より合理的で密かな、人に見せるのではない苦行を行ふべし」とある。
- (44) *Ibid.*, libro I, título I, ley XII. マドリードを対象とした禁令は ley XII, nota 8.
- (45) タラスク山の「タラスク再考」同編著『マーロラペの祝祭』(河出書房新社、一九九六年) ジメーラ Gil; González, *op. cit.*, pp. 153-155. その他、想像上の怪物として「Monstruos y seres imaginarios en la Biblioteca Nacional», Madrid, 2000.
- (46) *Novísima Recopilación de las Leyes de España*, libro III, título IX, ley XV.
- (47) 『最新法令集』に収録された。cf.) Del Río, *op. cit.*, p. 299.
- (48) *Novísima Recopilación de las Leyes de España*, libro XII, título XXV, ley IX.
- (49) 一七八五年には、特別の許可が与へられた場合を除く、牛を殺す闘牛を禁止したが (*Ibid.*, libro VII, título XXXIII, ley VI)、実効性がなかつたため、翌年にマドリードを例外として王国中で禁令を出した (*Ibid.*, nota 3)。首都が除外されたのは、闘牛が王家の儀礼として行われることが多かつたためである。カルロス四世は一八〇四年に、首都も例外とせず、王国中であらゆる闘牛を禁止した (*Ibid.*, ley VII)。この一連の闘牛への規制は、洗練された近代的な見世物としての闘牛を生む要因ともなつた。これについては、エリック・バラテ、エリザベト・アルドゥアン＝フュジエ『闘牛への招待』(管啓次郎訳、

由水社、文庫クセラム、一九九八年)、Plasencia, Pedro, *La fiesta de los toros. Historia, régimen jurídico y textos legales*, Madrid, 2000. ふく。

(50) ナッシュヤーハーの「頭や物ぐる的娛樂のペペハハリおける起源の規制」(一七九〇)は、老齢主義者の娛樂に対する考え方を示して興味深く。彼

はあまりに厳しく規制によりて民衆の楽しみを奪ひし

まいたカルロス三世時代の政策への反省から、「働く」といふ民衆には娛樂が必要である」と認めたがゆゑ、「況其物

は必要なら」と述べる。彼が民衆の娛樂を認めるのは、あくまでも国家に有用だと言ふため、国の生産性を高めねたくなのである。Jovellanos, Gaspar Melchor de

(Lage, José, edición a cura de), *Especulátulos y diversiones públicas. Informe sobre la Ley Agraria*, Madrid, 1986.

(51) Arias de Saavedra; López-Guadalupe Muñoz, *op. cit.*, pp. 230-233.
(52) *Ibid.*, pp. 235-240.
(53) 同教ハナヤハ・クニメハジムル際つて民題信仰に対する行動の全体像はハシトサ、三週佳子、前掲書、1179—186頁。

(54) ベルセローナ市政史の概略、Pérez-Bastardas, Alfredo; Scholz, Victor, *El Govern de la Ciutat de Barcelona, 1249-1986*, Barcelona, 1986. 十八世纪後半の地方行政とナッシュ・Morales Moya, Antonio, “El estado de la ilustración y su crisis”, en *Las bases políticas, económicas y sociales de un régimen en transformación (1759-1834)*, Ma-

drid, 1998. (*Historia de España, Menéndez Pidal*, tomo XXX.) もだマヌニーニ市街を対象とした歴史研究、「立石博輔「トハハヤハ・ムハーマードのマドリード市立」の政治改革との関連」大内一ほか『アバ』へのスペイン史 中近世の國家と社会』(同朋舎出版、一九九四年)があげられる。

(55) Arxiu Històric de la Ciutat de Barcelona, *Ajuntament borbònic, Acords* (アーリー・アコルズ・ド・ブルボン)、1767, f. 79.

(56) *Ibid.*, 1767, ff. 288-292.

(57) *Ibid.*, 1767, ff. 323-327.

(58) *Ibid.*, 1767, f. 329, f. 332.

(59) *Ibid.*, 1767, ff. 327-328.

(60) *Ibid.*, 1768, f. 82.

(61) *Ibid.*, 1770, ff. 135-136.

(62) *Ibid.*, 1770, ff. 252-253.

(63) *Ibid.*, 1770, f. 142. ハニメハが辞任する、新同教のスルヒー一七七六年の副選間のプロセスには復活したが、「田母に出現して田役前に戻る」「田来のよみな苦行神は参見した」「金く銀く祝ふ祝の露柱が田母だ」という条件付でだんだん。cf.) *Calaix de Sastre*, vol. 1, pp. 47-49, 57-58.

(64) Amades, *Costumari Català*, vol. III, p. 6; Almerich, Lluís, *Tradicions, festas y costums populars de Barcelona, Barcelona*, 1989 (versión original en castellano, 1945), p. 47; Pérez Samper, *op. cit.*, p. 135.

(65) Duran i Sampere, A.; Sanabre, Josep (eds.), *Llibre de*

- (72) Pérez Samper, *op. cit.*, p. 148.
- (73) *Representacions* (*op. cit.*).
- (74) Pérez Samper, *op. cit.*, p. 148.
- (75) *Ibid.*, p. 149; *Representacions* (*op. cit.*). クムカルマーによれば、牛をめぐる肉屋のギルドのもので、同ギルドが廃止されたと穀物商人ギルド、その後ビ教区のものとなりたルーハードである。Codorní, *op. cit.*, p. 106.
- (66) *Libre de Solemnitats*, vol. 1, pp. 15-21; Pérez Samper, *op. cit.*, pp. 138-143. しかしながら修道会等が組織する山車に関する、冠や装飾品や十字架など、かなりの部分を市参事会が負担しており、それに關する詳細な取り決め『儀典書』では読むべきである。1回1回年の取り決めにてる。 *Libre de Solemnitats*, vol. 1, pp. 12-15.
- (67) Pérez Samper, *op. cit.*, p. 156.
- (68) *Ibid.*, p. 157.
- (69) Arxiu Històric de la Ciutat de Barcelona, Ajuntament barònic, *Polític i representacions* (ムート *Representacions* ル福記), 1770, ff. 483-496.
- (70) 現在最も大規模の「教団の巨人マスク」は幅約4メートル、重約六十キロである。Codorní, Xavier, *Altissims Senyors, nobles besties. Imatgeria festiva de la Barcelona vella*, Barcelona, 2001, p. 31.
- (71) *Representacions*, 1770, ff. 483-496.
- (76) 現在のバルセロナにはタラスクがあり、聖体祭やマレニタス(マヌエル)の行列に参加しているが、これは民主化以降の復興の際に作られた新しいものである。クドウルミーによれば、十六—十七世紀の文書にタラスクの呼称が出でくなっているが、ラバ人形と混同されていた可能性もある。このことから、存在を立証することはできない。Codorní, *op. cit.*, p. 113-114.
- (77) *Representacions* (*op. cit.*).
- (78) *Acords*, 1765, ff. 203-205.
- (79) Pérez Samper, *op. cit.*, p. 150.
- (80) Codorní, *op. cit.*, p. 18.
- (81) *Ibid.*, p. 19; *Representacions* (*op. cit.*). なぬペレス・サハペールは女性巨人人形の登場を十七世纪についてるが、豊富である。Pérez Samper, *op. cit.*, p. 150.
- (82) 一八〇七年の「セヤハ・カラオルの列福」には、他のサン・シヤウト教団、サンタ・モニカ教団の人形が出て来る。またより古く起源を持つものとしてノバ広場の巨人があるが、一七七〇年頃時に維持されていたかじかは不明。Codorní, *op. cit.*, p. 20, p. 21, pp.

25-26, pp. 63-65.

(83) *Representacions* (*op. cit.*).

(84) *Ibid.*

(85) 「カタルーニャの棒踊り団体協議会」*Coordinadora de Ball de Bastons de Catalunya* 一ヶ月一回の歴史 (Història origins (http://www.balldebastons.com/apartat-web.asp?id=&tipus=2&id_texte=503) 44 45 Pascual i Guash, "El Ball de Bastons" (*Publicacion de la Colla dels Geganters de Vallgorrinya*, <http://www.ictisp.com/jbalague/publications.htm>, 1100七年八月取得) など。

たゞ、同協議会ホームページには、カタルーニャのあい多々の棒踊り集団のホームページにリンクしてある他、常に新しい催しなどのリースを更新されてゐる。

(86) *Ibid.*

(87) Pérez Samper, *op. cit.*, p. 151. ピエール・サンペールは丑嘆を書いたが、最も印象的・アマダスの品をその本に引用したのである。Amades, *Costumari Català* vol. III, p. 87. しかしながら根拠を示してゐない。

(88) アクロバットのよみうり人の上に人が乗つて塔を作る踊りや、セビガハガベ moxigangues とも呼ばれる。バレンシア地方から伝わったために「バレンシアノスの踊り」と呼ばれるが、これがカタルーニャでは十九世紀に「人間の城」と発展したのである。

(89) Blanco White, José, *Cartas de España*, Madrid, 2004, p. 230. (ホーリー・ブルック英語版は London, 1822' ベイ・ヤン・翻訳

の初版は Madrid, 1972.)

(90) Mercadal, *op. cit.*, vol. IV, p. 765. (cit. en Gil; González, *op. cit.*, p. 163.)

(91) 同曲の歴史 (<http://www.ictisp.com/jbalague/publications.htm>) で、セビガハガベやサリバヘルの歴史の樂曲を取った録音で入手可能なもの、「Chacona : Renaissance Spain in the Age of Empire», Dorian, 2000; *Villancicos y Danzas Criollas*, Alia Vox, 2004. なお、トマス・アーヴィング (トマス・アーヴィング) の「無伴奏ヴァイオリンのためのペルティータ第一番」終曲のシャロハス (シャロハス) とは異なり、おもむろのシャロハスは快活で、カルな舞曲である。

(92) Gil; González, *op. cit.*, p. 161.

(93) Blanco White, *op. cit.*, pp. 228-233.

(94) 例へばトマス・ホーリーは、「聖体の山車が通り、通りと通りに亘した絶え間ぬ行列の群衆は深い崇敬から跪く、信仰の対象が通り過ゆる中で、誰も田を上げるこゝがやれなかつた」と書いた。Ibid., p. 233.

(95) 一七九〇年の聖体祭八日田の木曜の行列にてマルダー男爵は、「人々にキリストの聖体の前で默想するよべな敬虔とはほんとう見ひれなう。残念ない」とジバルセローナでも昔からのよき風習が廃れ、その結果、神はわれわれに平穏を守るが、内外で天災などが続いた」と嘆いた。Calix de Sastre, vol. I, pp. 235-236.

(96) *Acords*, 1767, f. 430.

(97) 同教の升進を直接参照するが、まだやむなからだが、後

の議論の中でも、市用紙の使用。例へば、*Acords, 1770, ff. 143, 144; Representacions, 1770, ff. 104-109.*

(98) *Ibid.*

(99) *Tort i Mitjans, op. cit., p. 282.*

(100) *Acords, 1770, f. 352.*

(101) 市の参議。

(102) 一七八一年五月二十一日付地方法院からの市参議会への通達。Pérez Samper, *op. cit., p. 162.*

(103) Tort i Mitjans, *op. cit., p. 283.*

(104) *Acords, 1772, ff. 227-228.*

(105) *Representacions, 1772, ff. 170-177.*

(106) *Acords, 1772, ff. 237, 260-261.*

(107) 記録44参照。

(108) *Acords, 1780, f. 276.* 市参議会と聖堂参議会の間では、同年五月から一七八一年に至る間、使徒の扮装を禁止されて以来、三十六人の特祭が担当してこたプロセシヨンやの大蜡燭の捧持者と、カトリックの聖職者が担当する場合の位置などについて話し合ったための委員会が開かれるようになつてゐる (*Ibid., 1780, ff. 171-174.*)。真人形の禁止についても、同じ委員会において検討されるに及んでいた。

(109) 例へば、鷦人形の踊りについては、一七五四年に司教総代理が市内のサン・ペドロ・ド・ラス・ブエリヤス教区教会の聖体祭のプロセシヨンを中止させようとした際に、同修道院院長と教区教会委員がローマ教皇庁に訴べ、一七五五年五月十日じ、鷦の踊りをも含めてすべて

の要素について、教皇庁の許可を得たところを挙げて、*Acords, 1770, ff. 483-496.*

(110) *Ibid.*

(111) 同時にブルーは、十八世紀初めから一七七四年頃まではおよそ一倍だった賃金がそれ以降急激に上昇し、一七九八年にはおよそ二倍（親方で二〇スペード、職人で二三三・一・二スペード、見習いで十五・五スペード程度）になつてゐる指摘してゐる。Vilar, Pierre, "Transformaciones económicas, impulso urbano y movimiento de los salarios : La Barcelona del siglo XVIII", en *Crecimiento y desarrollo, Barcelona, 3 ed., 1976, pp. 206-14.* また、口べス・ガルシアによれば、同時期の首都マドリードにおける人口の八割を占める一般庶民（中規模以下の商人や職人を含む）のうち、その七割は年収一千レアル（単純に換算すれば一千五百フラン）に満たなかつたといふのである。López Gacía, José Miguel, *El motín contra Esquilache. Crisis y protesta popular en el Madrid del siglo XVIII*, Madrid, 2006, p. 25.

(112) 例へば一七七七年には扇子の納入権をめぐり、ブルノ・クストゥラスとハイメ・モンタグットの陳情書が市参議会に出されている。モンタグットはそれまでよりもより安い額を提示して（彼の親族のアントニオ・モンタグットが四人の住民代表議員のひとりであつた）、翌一七七八年から三年間の納入権を獲得しているが、三年の契約が済んだ後には、再びクストゥラスが権利を獲得してゐる。*Acords, 1777, ff. 265-268, 273-274; 1778, ff.*

261-266; 1780, ff. 191-193.

(113) *Ibid.*, 1768, f. 308

(114) *Representacions*, 1770, ff. 483-496.

(115) *Acords*, 1779, f. 219.

(116) *Ibid.*, 1777, ff. 188-192; 1778, ff. 261-266.

(117) *Ibid.*, 1780, ff. 171-174, 278; 1781, ff. 44-47, 138-139, 151-152.

(118) *Ibid.*, 1781, ff. 44-47.

(119) *Ibid.*, ff. 138-139. バルセローナの十二月のマドラサ以上掛かる
「だべべス」がくじれています。

(120) *Ibid.*, ff. 151-152.

(121) *Ibid.*, 1786, f. 387.

(122) バルセローナ市の守護聖母であるマルセイ（慈しみの聖母マリア）の祭日（九月二四日）を中心として、前後一週間程度行われる現在のバルセローナ市の最も大きな祭り。歴史的な成立過程などについては、山道佳子、前掲論文、二〇〇八年一一月頃参照。

(123) *Calaix de Sastre*, vol. IV, p. 58.

(124) *Ibid.*, p. 59.

(125) *Ibid.*, p. 60.

(126) *Ibid.*, vol. I, pp. 235-236.

(127) 騎馬兵が参加したいのに人々は不満で、また、あまりにまじめなプロセッションだったので、マルグリ男爵は書類を残してしまった。Ibid., vol. II, pp. 189-190.

(128) *Ibid.*, p. 190.

(129) クレウス・ペリメネー、十八世紀の禁止以来、フラン

コ後の復興まで、ドラゴン・雌ドラゴン・悪魔がバルセローナ市の祭りに登場する」とはなかった。現代の復興にあたっては、カタルーニャの他の町や村で保持されていた民俗的イメージや造形が、バルセローナに移植される形となつた。その際、もともとはバルセローナ市に存在しなかつたタラスクも、共に入ってきたと考えられる（写真2）。Codorní, *op. cit.*, pp. 90-92.

なお、カタルーニャの豊かな動物・怪物のイメージを継承し続けた演劇性の強い「聖体祭」の例として、二〇〇五年にユネスコの世界文化遺産に登録されたベルガラ・パトウムがある。

(130) マルグリ男爵によれば、六月七日から十四日間にわたりて行われた祝賀行事の初日に出たプロセッションで、牛とラバが先頭を行き、巨人人形に続いて、「プロセッショニに出なかつた長い年月、人々が見たいと熱望していた」ライオンや、鷲もそれぞれの場所で踊つたという。なお、『裁縫箱』翻刻版のジュゼップ・ウリオル列福行事についての記載には省略があるため、以下の文献の引用を参照した。Rumbau, Montserrat, *La Barcelona de principis del segle XIX*, Barcelona, 1993, pp. 78-79.

(131) *Ibid.* 鷲の踊りを復興するのが困難だったので、クレウスによれば、この祝賀行事の後、鷲人形は市の倉庫に入れられたまま失われてしまふ、一九七九年に古い図像から復興されたところ。Codorní, *op. cit.*, p. 98.

(132) 例えば、筆者が調べた「自由主義の二年間」（一八二〇—一九〇）におけるバルセローナ市での自由主義の祭典

においても、一一年の憲法宣誓記念日の祭典や、国王フェルナンドの日の祭り、一二三一年のモンセラットの黒聖母の移動プロセッションなど、複数の機会に巨人人形が登場している。その他、十九世紀後半に世俗の行事として始められた「マルセーの祭り」においても、巨人人形は「人間の城」や民俗舞踏と並び、欠くことの出来ない要素だった。山道佳子、前掲論文、二〇〇一頁および二〇一三一一页。

き出した」と、驚きと批判を込めて書いている。
Townsend, *op. cit.*, vol. I, pp. 123-124. 同様に、聖木曜日の行列についての記述は 山道佳子、前掲論文、二八九一九〇頁 (*Ibid.*, pp. 107-110)。

(133) Amades, *Costumari Català*, vol. III, p. 16' (本稿図版

2) よび p. 65°。クドゥアルミーによれば、ラバは一八一一年の図版にすでに描かれておらず、ライオンと牛は一八三九年のカルリスタ戦争終結記念の際には出ていたが、牛についてはその後の情報はなく、ライオンだけがピ教区の複数の祭りに少なくとも一八七〇年までは出でたと言う（革なめし職人ギルドが管理していたライオンは、ギルドの解体に伴って、ピ教区のものとなつたためだね）。Codorní, *op. cit.*, pp. 94, 102-104, 106.

(134) Tort i Mitjans, *op. cit.*, pp. 275-278.

(135) 本稿では触れる」とが出来なかつたが、予め傷をつけたむき出しの背中に鞭打ちながら聖週間のプロセッションに参加する苦行者の列などが、その一例として挙げられる。一七八六年の聖週間にバルセローナに立ち寄ったイギリス人牧師タウンゼンドは、教会の中での鞭打ちの苦行について、「私はかなり恐ろしい光景を想像して来たにもかかわらず、実際は想像をはるかに上回っていたので血が凍る思いがし、神経の細い仲間の一人は驚いて泣